

医療・介護のサービスガイド

＝高齢者福祉サービスガイド＝



令和7年3月
湯河原町介護課

《この冊子を手にした皆様へ》

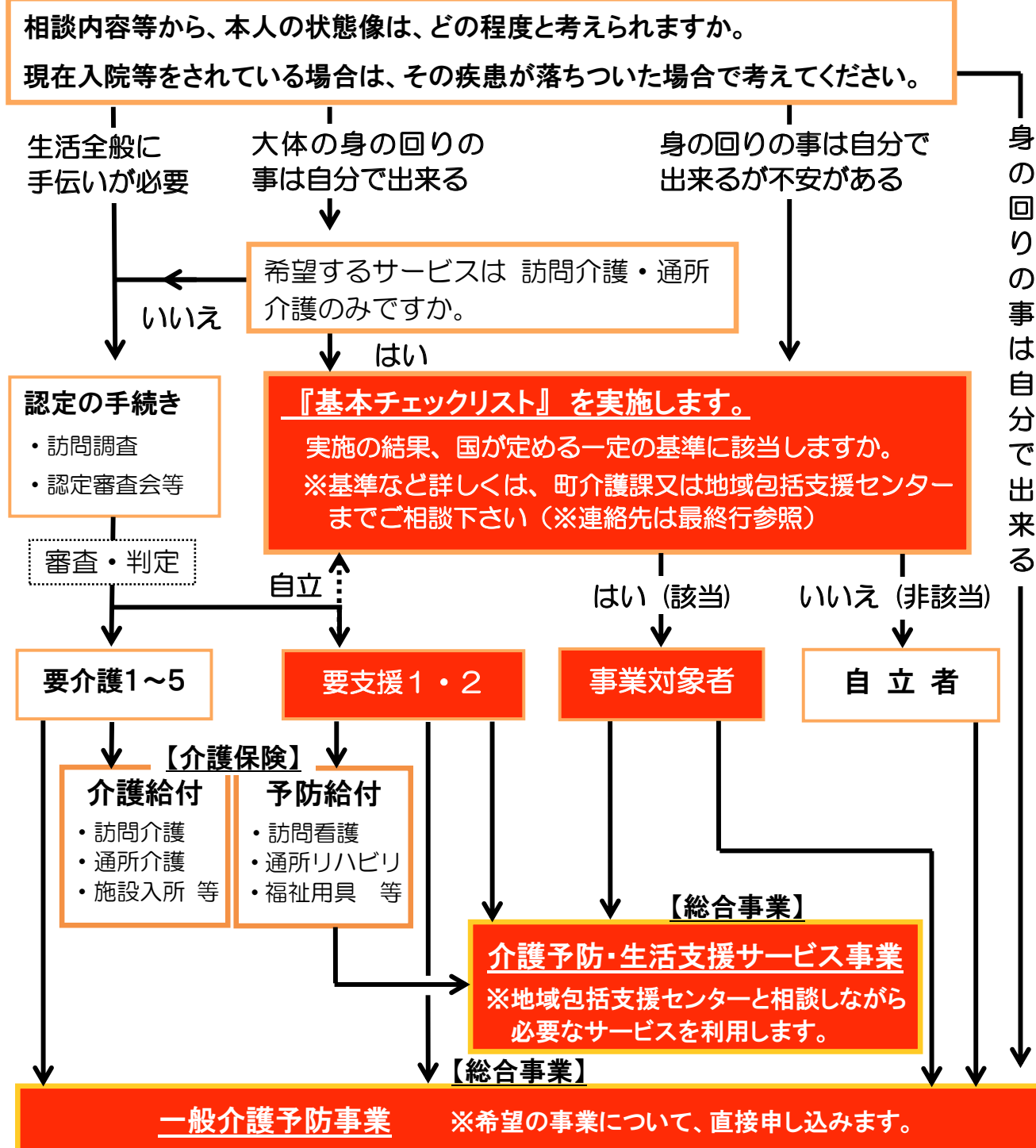
◆この冊子は、加齢や疾病により健康や生活に不安を感じられた方に活用していただく医療・介護・保健情報などを掲載しています。

介護サービス利用をお考えの方は、次のフローチャートから、ご利用可能なサービスを確認いただけます。

また、湯河原町地域包括支援センターは、高齢者の身近な総合相談窓口です。心配ごとを一人で抱え込まずにご相談ください。（※連絡先は最終行参照）

◆電話・FAX 番号に市外局番の記載がない場合の市外局番は「0465」です。

【公的サービス等利用の流れ】



※ 湯河原町役場介護課

電話 63-2111

※ 湯河原町地域包括支援センター

電話 60-0222（詳細は48ページをご覧ください）

《目次》

◆こんなときは何科にかかる？	1 ページ
◆介護保険と医療保険の区分	2 ページ
◆医療機関等の紹介	
1 病院・診療所	3 ページ
2 歯科医院	9 ページ
3 調剤薬局	12 ページ
◆介護保険のしくみ	15 ページ
◆介護保険を利用するには	17 ページ
◆介護保険サービス(要介護者)を利用するには	19 ページ
◆お近くのケアマネジャーの一覧	20 ページ
◆介護サービスの紹介	23 ページ
◆介護予防サービス(要支援者)を利用するには	47 ページ
◆地域包括支援センターとは	48 ページ
◆介護予防サービスの紹介	49 ページ
◆総合事業を利用するには	53 ページ
◆総合事業サービスの紹介	
介護予防・生活支援サービス事業	54 ページ
一般介護予防事業	56 ページ
◆家族介護者・高齢者福祉サービス・敬老行事等の紹介	
1 家族介護者へのサービス	59 ページ
2 高齢者福祉サービス	59 ページ
3 ひとり暮らし高齢者等へのサービス	60 ページ
4 敬老行事	61 ページ
5 高齢者等健康増進事業	62 ページ
6 町社会福祉協議会での実施事業	63 ページ
7 介護人材へのサービス	64 ページ
8 高齢者保健サービス	64 ページ
◆利用者の負担割合について	66 ページ
◆居住(滞在)費・食費の減免制度について	67 ページ
◆高額介護サービス費等について	69 ページ
◆高額医療・高額介護合算制度について	70 ページ
◆介護保険制度における所得段階について	71 ページ
◆介護保険料の算定について	72 ページ
◆保険料滞納者に対する給付制限について	73 ページ
◆高齢者虐待防止について	73 ページ

※このガイドに掲載する情報は、各団体のホームページ及び『介護サービス情報公表システム』並びに『介護情報サービスかながわ』等を参考にしています。

《こんなときは何科にかかる？ ～症状別に見る受診のヒント～ 》

具合が悪くなったとき、どの診療科にかかったらよいか悩む方が多いと思います。ここでは、症状別の受診科目の一例をあげていますので、かかりつけ医に相談するとともに、是非ご活用ください。

また、小田原医師会地域医療連携室の専門職による相談窓口（8頁参照）などもご活用ください。

主な症状例	診 療 科
腹痛、吐き気、嘔吐など胃腸症状一般 動悸、息切れ、不整脈、手足のむくみなど循環器症状一般 高血圧、糖尿病、高脂血症など生活習慣病	・ 内科
発熱、せき、たん、のどの痛み	・ 内科 ・ 耳鼻咽喉科
難聴、中耳炎、鼻血、めまい、舌のしこり、口内炎(※)	・ 耳鼻咽喉科 (※口内炎は歯科受診可)
骨折、腰痛、背部痛、ひざ痛、打撲、肩こり、筋肉痛、交通事故等による手足の外傷など	・ 整形外科
リウマチ	・ 整形外科 ・ リウマチ科
じんましん、帯状疱疹、湿疹など皮膚のトラブル	・ 皮膚科
やけど	・ 皮膚科 ・ 形成外科 ・ 外科
傷一般、嘔吐、下血、痔、腹部のしこり	・ 外科
傷（筋肉、腱、骨までの外傷）	・ 整形外科
顔面の外傷、いぼ・ほくろの除去	・ 形成外科
頭痛、身体のしびれや脱力感、ろれつが回らない	・ 脳神経外科
手足のふるえ	・ 神経内科 ・ 内科
乳房のしこり、炎症	・ 乳腺外科 ・ 外科
ものの忘れ	・ 精神科・神経内科 ・ もの忘れ外来 ・ 脳神経外科
不眠、抑うつ、不安、幻覚、幻聴、幻想	・ 精神科 ・ 心療内科
噛めない、口内炎、歯肉炎、歯肉の外傷、歯茎など口のトラブル、顎が痛い	・ 歯科

#

(※受付時間、休診日等に変更されることがありますので、あらかじめお問い合わせください。)

＝内科・外科＝

(1) 五十子内科医院

【電話】62-3475 【FAX】60-2802

【院長】五十子 高壽

【所在地】〒259-0303 土肥2-13-19

【診療科目】内科・消化器内科

【駐車場】8台

【訪問診療】—

	午前	午後	受付時間
月	○	○	9:00~11:45 14:00~17:15
火	○	○	
水	—	—	
木	○	○	
金	○	○	
土	○	○	
日・祝	—	—	

(2) 川越内科クリニック

【電話】60-3830 【FAX】—

【院長】川越 三洋

【所在地】〒259-0303 土肥1-3-10
一福堂第2ビル2階

【診療科目】内科

【駐車場】近くの町営駐車場の駐車券を発行

【訪問診療】—

	午前	午後	受付時間
月	○	○	(予約制) 9:00~12:00 14:30~17:00
火	○	○	
水	○	—	
木	○	○	
金	○	○	
土	○	—	
日・祝	—	—	

(3) 川崎内科医院

【電話】63-3605 【FAX】—

【院長】川崎 龍一

【所在地】〒259-0301 中央1-11-5

【診療科目】循環器科、内科

【駐車場】5台(うち1台分は敷地内)

【訪問診療】要相談

	午前	午後	受付時間
月	○	○	9:00~12:00 15:00~17:30
火	○	○	
水	○	○	
木	○	—	
金	○	○	
土	○	—	
日・祝	—	—	

(4) こまつクリニック

【電話】60-1415 【FAX】60-1414

【院長】小松 孝義

【所在地】〒259-0314 宮上50-8

【診療科目】胃腸科、内科、肛門科

【駐車場】15台

【訪問診療】—

	午前	午後	受付時間
月	○	○	8:30~12:00 15:00~18:00
火	○	○	
水	—	—	
木	○	○	
金	○	○	
土	○	—	
日・祝	—	—	

(5) JCHO 湯河原病院

【電話】63-2211 【FAX】62-3704

【院長】^{せいち あつし}星地 亜都司

【所在地】〒259-0396 中央2-21-6

【診療科目】内科、リウマチ科、整形外科、
形成外科、脳神経外科、脳神経内科、
リハビリテーション科、婦人科

【駐車場】120台（病院送迎バスあり）

【訪問診療】—

	午前	午後	受付時間
月	○	—	8:30~12:00 (診療科により受付時間が異なる場合があります。)
火	○	—	
水	○	—	
木	○	—	
金	○	—	
土	—	—	
日・祝	—	—	

(6) 浜辺の診療所

【電話】64-1600 【FAX】—

【院長】^{あらい ちあき}荒井 千明

【所在地】〒259-0312 吉浜120-5

【診療科目】内科、呼吸器科、アレルギー科、
心療内科、老年内科

【駐車場】8台

【訪問診療】—

	午前	午後	受付時間
月	○	○	8:45~12:00 13:30~17:00 (土)8:45~15:00
火	○	○	
水	○	○	
木	—	—	
金	○	○	
土	○	○	
日・祝	—	—	

(7) 訪問診療めじろクリニック

【電話】20-7513 【FAX】20-7523

【院長】^{おおばやし りか}大林 梨佳【所在地】〒259-0303 土肥2-19-28
マリンビュー湯河原1F

【診療科目】内科

【駐車場】1台

【訪問診療】可

	午前	午後	受付時間
月	○	○	9:00~12:00 13:00~17:00
火	○	○	
水	○	○	※訪問診療を中心に行っています。
木	○	○	
金	○	○	
土	—	—	
日・祝	—	—	

(8) 山口外科医院

【電話】62-7131 【FAX】62-7131

【院長】^{やまぐち ひろひこ}山口 浩彦

【所在地】〒259-0313 鍛冶屋193

【診療科目】外科、胃腸科、肛門科、内科
消化器科

【駐車場】13台

【訪問診療】要相談

	午前	午後	受付時間
月	○	○	9:00~12:00 15:00~18:30 (土)9:00~13:00
火	○	○	
水	—	—	
木	○	○	
金	○	○	
土	○	—	
日・祝	—	—	

(9) 湯河原胃腸病院

【電話】 62-7181 【FAX】 62-9665

【院長】 ^{ながた ひとし} 永田 仁

【所在地】 〒259-0303 土肥 4-3-1

【診療科目】 内科、外科、循環器内科、
心臓血管外科、肛門科、皮膚科、
胃腸科、甲状腺外来、その他

【駐車場】 29 台

【訪問診療】 可

	午前	午後	受付時間
月	○	○	8:30~12:00
火	○	○	13:30~16:30
水	○	○	※診療科目によって 異なりますので、 ご連絡ください。
木	○	○	
金	○	○	
土	○	—	
日・祝	—	—	

(10) 湯河原クリニック

【電話】 43-8750 【FAX】 43-8751

【院長】 ^{かながわ よしひこ} 金川 美彦

【所在地】 〒259-0312 吉浜 1917-1

【診療科目】 内科、精神科

【駐車場】 2 台

【訪問診療】 可

	午前	午後	受付時間
月	○	○	内科(月~金) 精神科(木) ※月 2 回 9:00~12:00 13:00~17:00 ※完全予約制
火	○	○	
水	○	○	
木	○	○	
金	○	○	
土	—	—	
日・祝	—	—	

(11) 湯河原循環器クリニック

【電話】 62-5551 【FAX】 63-2010

【院長】 ^{おおぜき やすひろ} 大関 泰宏【所在地】 〒259-0303 土肥 1-3-10
一福堂第 2 ビル 4 階

【診療科目】 内科、循環器科、透析

【駐車場】 —

【訪問診療】 —

	午前	午後	受付時間
月	○	—	8:45~11:30
火	○	—	※月曜以外は予約 制
水	○	—	
木	○	—	
金	○	—	
土	○	—	
日・祝	—	—	

(12) 湯河原中央温泉病院

【電話】 63-2555 【FAX】 62-1770

【院長】 ^{うすい としあき} 薄井 逸明

【所在地】 〒259-0301 中央 4-11-2

【診療科目】 内科

【駐車場】 12 台

【訪問診療】 —

	午前	午後	受付時間
月	○	○	9:00~11:30
火	○	○	13:00~16:30
水	○	○	
木	○	○	
金	○	○	
土	—	—	
日・祝	—	—	

(13) 湯河原ホームクリニック

【電話】43-9631 【FAX】 43-9632

【理事長】^{いでみつ とよあき}出光 豊明【所在地】〒259-0303 土肥 3-8-1
パークヴィラ湯河原 101

【診療科目】内科

【駐車場】—

【訪問診療】可

	午前	午後	受付時間
月			※診療日等は、直接お問い合わせください。
火			
水			
木			
金			
土			
日・祝			

(14) 湯河原ゆうゆうの里診療所

【電話】60-1014 【FAX】 —

【院長】^{やまぐち ひろし}山口 寛

【所在地】〒259-0395 吉浜 1855

【診療科目】内科

【駐車場】1台

【訪問診療】—

	午前	午後	受付時間
月	○	—	8:30~11:30
火	○	—	
水	○	—	
木	○	—	
金	○	—	
土	—	—	
日・祝	—	—	

(15) YKいわさきクリニック

【電話】60-0788 【FAX】 60-0787

【院長】^{いわさき よう}岩崎 洋

【所在地】〒259-0301 中央 1-22-7

【診療科目】内科、アレルギー科

【駐車場】6台

【訪問診療】要相談

	午前	午後	受付時間
月	○	○	8:30~12:00 14:30~18:00
火	○	○	
水	—	—	
木	○	○	
金	○	○	
土	○	○	
日・祝	—	—	

=皮膚科=**(16) 内藤皮ふ科**

【電話】60-0808 【FAX】 60-0806

【院長】^{ないとう しずお}内藤 静夫【所在地】〒259-0303 土肥 1-3-10
一福堂第2ビル2階

【診療科目】皮膚科

【駐車場】—

【訪問診療】—

	午前	午後	受付時間
月	○	○	9:00~12:00 14:30~17:30
火	○	○	
水	○	○	
木	○	—	
金	○	○	
土	○	—	
日・祝	—	—	

＝整形外科＝

(17) 中川整形外科医院

【電話】 63－5620 【FAX】 63－5617

【院長】 ^{なかがわ みちひこ} 中川 道彦
 【所在地】 〒259-0301 中央 2－13－3
 【診療科目】 整形外科
 【駐車場】 3～4台
 【訪問診療】 —

	午前	午後	受付時間
月	○	○	9：00～11：30
火	○	○	14：00～16：30
水	○	○	
木	○	—	
金	○	○	
土	○	—	
日・祝	—	—	

(18) ゆが原整形クリニック

【電話】 64－0632 【FAX】 64－0653

【院長】 ^{まなべ たかひろ} 眞鍋 卓容
 【所在地】 〒259-0303 土肥 4－1－23
 【診療科目】 整形外科、リウマチ科、
 リハビリテーション科
 【駐車場】 14台
 【訪問診療】 —

	午前	午後	受付時間
月	○	○	9：00～12：30
火	○	○	15：00～18：00
水	○	○	
木	○	○	
金	○	○	
土	○	—	
日・祝	—	—	

＝眼科＝

(19) くりはら眼科

【電話】 60－4040 【FAX】 60－4041

【院長】 ^{くりはら たかし} 栗原 崇
 【所在地】 〒259-0302 門川 441－1
 【診療科目】 眼科
 【駐車場】 9台
 【訪問診療】 —

	午前	午後	受付時間
月	○	○	8：50～12：00
火	○	○	14：20～17：30
水	○	○	※第4(土)休診
木	—	—	
金	○	○	
土	○※	—	
日・祝	—	—	

(20) ゆがわら眼科医院

【電話】 63－6400 【FAX】 63－7277

【院長】 ^{なか いりか} 中井 理科
 【所在地】 〒259-0303 土肥 1－3－10
 一福堂第2ビル3階
 【診療科目】 眼科
 【駐車場】 —
 【訪問診療】 —

	午前	午後	受付時間
月	○	○	9：00～11：30
火	○	○	13：00～15：00
水	—	—	※第2・第4(土)は、 休診
木	○	○	
金	○	○	
土	○※	—	
日・祝	—	—	

＝耳鼻咽喉科＝

(21) 後藤耳鼻咽喉科クリニック

【電話】62-8777 【FAX】62-8777

【院長】^{ごとう れい}後藤 領
 【所在地】〒259-0301 中央2-5-6
 【診療科目】耳鼻咽喉科
 【駐車場】10台
 【訪問診療】—

	午前	午後	受付時間
月	○	○	9:00～12:00
火	—	○	14:30～16:30
水	○	○	※初診用予約電話 62-8777
木	—	—	
金	○	○	※再診用予約電話 050-5840-8715
土	○	—	
日・祝	—	—	

＝小児科＝

(22) 草柳小児科医院

【電話】63-4600 【FAX】63-8689

【院長】^{くさやなぎ てつお}草柳 哲生
 【所在地】〒259-0303 土肥2-5-6
 【診療科目】小児科
 【駐車場】8台
 【訪問診療】—

	午前	午後	受付時間
月	○	○	※原則予約制 (平日) 9:00～12:00 15:00～18:00
火	○	○	
水	○	○	
木	—	—	(土) 9:00～12:00 14:30～16:00
金	○	○	
土	○	○	
日・祝	—	—	

(23) 山崎小児科医院

【電話】62-7361 【FAX】62-3116

【院長】^{いとう かおり}伊東 香
 【所在地】〒259-0303 土肥1-14-4
 【診療科目】小児科
 【駐車場】5台
 【訪問診療】—

	午前	午後	受付時間
月	○	○	9:00～11:45
火	○	○	15:00～16:15
水	○	○	
木	○	○	
金	○	○	
土	○	—	
日・祝	—	—	

小田原市休日夜間急患診療所

【電話】47-0823

- 所在地 小田原市酒匂2-32-16 小田原市保健センター内
 ≪休日診療≫ ■内科・小児科・耳鼻咽喉科 8:30～11:30、13:00～15:30
 ■眼科 当番日のみ
 ≪夜間診療≫ ■内科・小児科 (平日) 19:00～22:00
 (土曜、日曜、祝日) 18:00～22:00

小田原医師会 地域医療連携室

【電話】47-0833

- 受付 (月～土曜) 9:00～12:00、13:00～17:00 ※日・祝・12/29～1/3 休
 ●医療機関のご案内 病气や怪我等、状況に応じた各医療機関のご案内のほか、必要に応じて医療機関への診察依頼もいたします。
 ●医療相談 健康・医療・介護について専門スタッフがご相談に応じます。
 医師の医療相談 (予約制) 13:30～14:30

2 歯科医院（行政区順）

（※受付時間、休診日等は変更されることがありますので、あらかじめお問い合わせください。）

＝温泉場地区＝

(1) 平間歯科医院	【電話】 62－2049
【所在地】 〒259-0314 宮上 552	
【受 付】 9：00～11：30、14：00～18：00	【訪問診療】 要問合せ
【休診日】 木曜、日曜、祝日（※木曜不定期診療）	【車 い す】 不可

＝宮上地区＝

(2) おおはし歯科医院（予約制）	【電話】 62－0567
【所在地】 〒259-0314 宮上 137	
【受 付】 9：30～12：00、14：00～16：30	【訪問診療】 要問合せ
【休診日】 木曜、日曜、祝日、土曜（午後）	【車 い す】 可

＝宮下地区＝

(3) 室伏歯科医院（予約制）	【電話】 62－3234
【所在地】 〒259-0304 宮下 533	
【受 付】（月火水金）8：30～13：00、14：00～18：00 （土）8：30～14：30	【訪問診療】 要問合せ
【休診日】 木曜、日曜、祝日 （祝日のある週は、木曜診療あり）	【車 い す】 要問合せ

＝城堀地区＝

(4) 湯河原歯科医院（予約制）	【電話】 62－6969
【所在地】 〒259-0303 土肥 2－16－6	
【受 付】 9：00～11：30、14：00～17：30	【訪問診療】 可
【休診日】 木曜、日曜、祝日	【車 い す】 可
(5) 愛歯科湯河原診療所（予約制）	【電話】 63－9777
【所在地】 〒259-0303 土肥 1－3－10 一福堂第2ビル3階	
【受 付】 9：00～13：30、14：30～18：00	【訪問診療】 不可
【休診日】 月曜、日曜、祝日	【車 い す】 可

(6) おはな歯科クリニック（予約制）	【電話】 64－1540
【所在地】 〒259-0303 土肥 1－4－11 緑風ビル 1 F	
【受付】 9：00～16：00	【訪問診療】 不可
【休診日】 水曜、日曜	【車いす】 可

＝鍛冶屋地区＝

(7) 平間歯科カジャ医院（予約制）	【電話】 63－1181
【所在地】 〒259-0301 中央 3－2－1	
【受付】 9：00～11：30、14：00～18：00 頃	【訪問診療】 要問合せ
【休診日】 木曜、土曜午後、日曜、祝日	【車いす】 要問合せ

(8) かとう歯科医院（予約制）	【電話】 62－0922
【所在地】 〒259-0301 中央 3－6－2	
【受付】（月火金） 8：30～11：30、13：30～19：00	【訪問診療】 要問合せ
（木） 8：30～11：30、13：30～18：00	
（土） 8：30～11：30、13：30～15：30	
【休診日】 水曜、日曜、祝日	【車いす】 可

(9) 医療法人社団 八州会 あしがら西湘歯科診療所（予約制）	【電話】 63－1177
【所在地】 〒259-0313 鍛冶屋 393 1 階	
【受付】 8：30～12：00、14：00～18：30	【訪問診療】 可
【休診日】 土曜、日曜、祝日	【車いす】 可

＝中央地区＝

(10) 高木歯科医院（予約制）	【電話】 62－9389
【所在地】 〒259-0301 中央 1－1617－22	
【受付】 9：00～11：30、14：00～16：30	【訪問診療】 不可
【休診日】 月曜、日曜、祝日	【車いす】 可

＝吉浜地区＝

(11) ヤサカ歯科医院（予約制）

【電話】 62－9909

【所在地】 〒259-0312 吉浜 572

【受付】 9：30～13：00、14：00～16：00

【訪問診療】 不可

【休診日】 月曜、木曜、日曜、祝日

【車いす】 不可

小田原歯科医師会休日急患歯科診療所

■電話 47-0825

■所在地 小田原市酒匂2-32-16 小田原市保健センター内

■診療日 日曜、祝日、お盆（8/14-16）、年末年始（12/29-1/3）

■受付 9：00～11：30、13：00～15：30

小田原市歯科二次診療所

■電話 48-6775

■所在地 小田原市南鴨宮2-27-19

■診療日 火・木曜 9：00～12：00（予約制）

■指導日 月～木曜 9：00～12：00、13：00～17：00

（火・木曜は午後のみ／予約制）

■予約受付時間 月～金曜 9：00～16：30（年末年始・祝日を除く）

■対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、
その他手帳の交付は受けていないが、歯科医師会会員の紹介状をお持ちの方、
地域行政機関からの紹介の方

小田原歯科医師会地域支援歯科連携室

■電話 49-1319

■受付 月～金曜 9：00～12：00 / 13：00～17：00

■休室日 土曜・日曜・祝日・お盆（8/13-16）、年末年始（12/29-1/3）

●診療所へ通院が困難な方の往診、訪問診療（訪問口腔ケア）を行っています。

3 調剤薬局（行政区順）

（※受付時間、休診日等は変更されることがありますので、あらかじめお問い合わせください。）

＝宮上地区＝

(1) トキワ薬局宮上店	【電話】 63－8103 【FAX】 63－8104
【所在地】 〒259-0314 宮上 50－7	
【受 付】（平日） 8：30～18：30（※水曜は 9：00～17：00） （土曜） 8：30～17：00	
【休業日】 日曜、祝日	

＝宮下地区＝

(2) クオール薬局湯河原店	【電話】 63－1063 【FAX】 62－1331
【所在地】 〒259-0303 土肥 1－14－13	
【受 付】（平日） 8：30～17：00 （土曜） 8：30～13：00	
【休業日】 日曜、祝日	

(3) ウエルシア湯河原店	【電話】 62－8089 【FAX】 62－8090
【所在地】 〒259-0303 土肥 5－8－2	
【受 付】（平日） 9：00～19：00 （土曜） 9：00～18：00 （日曜） 10：00～13：00、14：00～18：00	
【休業日】 祝日	

＝城堀地区＝

(4) つばめ薬局	【電話】 42－9015 【FAX】 42－9016
【所在地】 〒259-0302 門川 441－1	
【受 付】（平日） 9：00～18：00 （土曜） 9：00～12：30	
【休業日】 日曜、祝日	

(5) さかえ薬局湯河原店	【電話】 63－9050 【FAX】 62－4193
【所在地】 〒259-0303 土肥 1－3－10 一福堂第 2 ビル 1 階	
【受 付】（平日） 9：00～18：00 （土曜） 9：00～13：00	
【休業日】 日曜、祝日	

＝門川地区＝

(6) まごころ薬局ゆがわら店	【電話】 43－7790 【FAX】 43－7790
【所在地】 〒259-0303 土肥 2－5－14 【受 付】 (平日) 8：30～18：30 (土曜) 8：30～17：30 【休業日】 日曜、祝日	
(7) さくらい薬局	【電話】 63－9988 【FAX】 63－9977
【所在地】 〒259-0303 土肥 2－5－18 【受 付】 8：30～18：30 【休業日】 木曜、日曜、祝日	

＝中央地区＝

(8) トキワ薬局	【電話】 62－3672 【FAX】 20－3743
【所在地】 〒259-0301 中央 1－25－13 【受 付】 8：30～18：30 (※水曜は 9：00～17：00) 【休業日】 日曜、祝日	
(9) ポプラ薬局湯河原中央店	【電話】 60－3325 【FAX】 60－3326
【所在地】 〒259-0301 中央 2－6－9 【受 付】 (平日) 9：00～18：00 (土曜) 9：00～12：30 【休業日】 日曜、祝日	
(10) アイン薬局湯河原店	【電話】 60－0920 【FAX】 60－0921
【所在地】 〒259-0301 中央 2－7－15 【受 付】 (平日) 9：00～18：00 (土曜) 9：00～11：00 【休業日】 日曜、祝日	

小田原市休日夜間急患薬局

- 電 話 47-0826
- 所在地 小田原市酒匂 2-32-16 小田原市保健センター内
- 受 付 (平日) 19:30~22:00 (土曜) 18:30~22:00
(日曜、祝日) 9:00~15:30、18:30~22:00

『お薬手帳』 ～携行できる私の医療記録～

- 薬剤師は、あなたの薬の記録を「お薬手帳」に書き込みます。
- 薬局や医療機関を利用するときには「お薬手帳」を見せて安全を確認しましょう。
- この記録により薬剤師や医師は、薬の副作用や重複処方、医薬品相互作用などを発見することができます。
- また、常に身に付けて持ち歩くことで救急医療、災害時医療にも役立ちます。
- 手帳をお持ちでない方は「かかりつけ薬局」でご相談ください。

～公益社団法人神奈川県薬剤師会ホームページより～



マイナンバーカード健康保険証

健康保険証は、マイナンバーカード健康保険証（マイナ保険証）の仕組みに移行しました。今までの健康保険証は、有効期限まで使用できます。

なお、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、資格確認書で医療にかかることができます。

マイナンバーカードの作成

次の3つの方法で作成できます。

- ① 郵送で申請
- ② オンライン申請
- ③ まちなか証明書写真機で申請



郵送申請



オンライン申請



証明写真機申請

マイナンバーカード健康保険証の利用登録

次の4つの方法で利用登録ができます。
マイナンバーカードと利用者証明用パスワード（4桁）を用意して手続きしてください。

- ① 医療機関・薬局のカードリーダー
- ② マイナポータル
- ③ セブン銀行ATM
- ④ 役場住民課



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスに従ってお進みください。

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



《介護保険のしくみ》

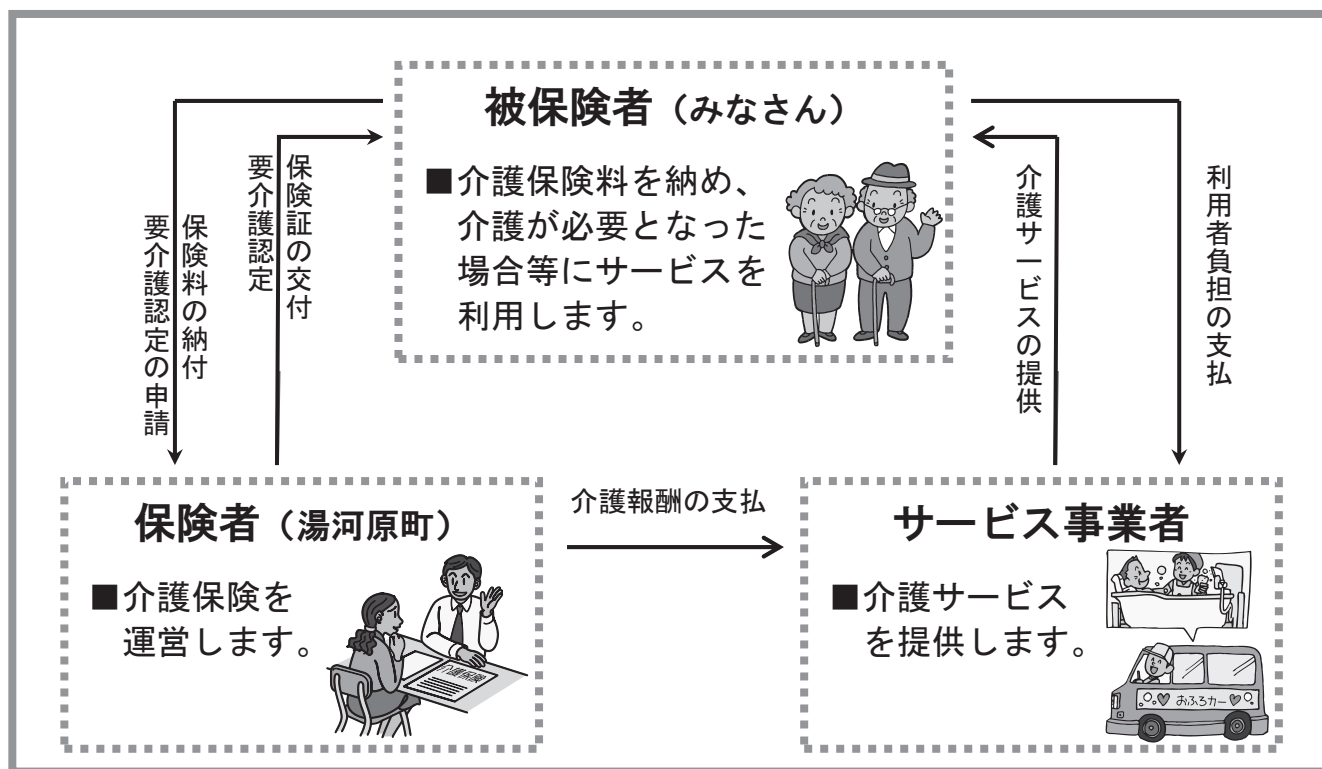
介護保険は、みんなで支え合う制度です。

お住まいの市区町村（湯河原町）が運営し、40歳以上の方が加入者となって、介護や支援が必要と認定されたときにサービスが利用できます。



1 制度のしくみ

介護保険は、市区町村が保険者となって運営し、被保険者がサービス事業者の提供する介護サービスを選択して利用する制度です。



(1) 被保険者

40歳以上の方が対象となり、年齢等によって第1号被保険者と第2号被保険者に分かれています。

第 1 号被保険者	65 歳以上の者
第 2 号被保険者	40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

(2) 保險者

介護保険を運営します。

《主な業務》

- ・介護保険料の徴収等
- ・要介護認定
- ・被保険者証の交付
- ・地域包括支援センターの運営

(3) サービス事業者

都道府県知事・市町村長から指定を受けた事業者等が、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等を提供します。

2 第1号被保険者（65歳以上の方）保険料の決め方と納め方

介護保険は、公費と40歳以上のみなさんに納めていただく保険料を財源に運営しています。適切な保険運営が図れるよう保険料は必ず納めましょう。
（介護保険料を滞納した場合の対応等については、73ページ参照）



(1) 決め方

第1号保険料の決め方等は、71・72ページをご参照ください。

(2) 納め方

年金が 年額 <u>18 万円未満</u> の方	普通徴収 で納めます。 ● 町から送付される納付書で個別に納付します。 ● 納付書は、毎年6月中旬ごろに送付しますので納期限までに納めましょう。
年金が 年額 <u>18 万円以上</u> の方	特別徴収 で納めます。 ● 年金の定期払い（偶数月）の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。 ● 前年度から継続して特別徴収の方の保険料は、4・6・8月と、10・12・2月に区分されます。 ● 4・6・8月は、前年度2月の保険料額と同額を納付します（仮徴収）。 ● 10・12・2月は、前年の所得をもとに、年間の保険料額を算定し、仮徴収した分を除いて調整した額を納付します（本徴収）。

ただし、次の場合等は、年額18万円以上でも当分の間、普通徴収になります。

- ・ 年度途中で65歳になった方
- ・ 年度途中で転出入をした方
- ・ 年度途中で保険料額や年金額が変更となった方 など

※なお、第2号被保険者（40～64歳の方）の保険料は、ご加入の医療保険者にお問い合わせください。

【国民健康保険にご加入の方のお問い合わせ先】

湯河原町住民課保険年金係 63-2111（内線325～327）

《介護保険を利用するには》

介護保険を利用するには、まずは市町村が行う要介護認定を受けることが必要です。
要介護認定とは、どれくらいの介護や支援が必要かなどを判断するための審査で、
主な手続きの手順は、次のとおりです。

手順1 申請する

- ◆介護保険サービスを希望する方は、町介護課に要介護（支援）認定の申請をしましょう。申請用紙は、介護課窓口にて用意してあります。
- ◆なお、要支援相当の方で、訪問介護・通所介護サービスのみを利用する場合は別の手続き（53 ページ参照）により利用することができます。
- ◆入院中の方 又は 心身状態等から窓口に行くことが困難な方は、入院先の医療相談員や地域包括支援センター（48 ページ参照）等にご相談ください。

手順2 要介護認定

- ◆申請をすると、訪問調査や公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な要介護度が決まります。

訪問調査

- ◆町職員がご自宅等を訪問し、心身状態や居住環境等について聞き取り調査を行います。

【留意事項】

- ・調査日等は、本人のご都合等を踏まえ、調整させていただきます。
- ・調査の際は、できる限り、主介護者の同席をお願いします。
- ・病状の変化が著しい場合は、調査ができないことがあります。

主治医意見書

- ◆町介護課の依頼により、主治医が意見書を作成します。

【留意事項】

- ・主治医が複数いる方は、特に介護や支援を要する疾患の診療を行っている医師を指定してください。
- ・主治医がいない方は、町介護課にご相談ください。

一次判定（コンピューターによる判定）

- ◆訪問調査の結果や、主治医意見書の一部をコンピューター入力し、一次判定を行います。

二次判定（認定審査会による判定）

- ◆一次判定の結果、主治医意見書及び訪問調査の特記事項に基づき、保健・医療・福祉の専門委員が審査をします。

⇒**認定**

手順3 認定結果の通知

- ◆原則として申請から 30 日以内に 町介護課から認定結果が通知されます。

認定

要介護 1～5

- 生活機能の低下が中・重度で介護サービスが必要な方

介護サービス
を利用できます。

※利用等に当たっては、19～46 ページをご覧ください。

要支援 1・2

- 生活機能の低下が軽く改善する可能性が比較的高い方

介護予防サービス
を利用できます。

※利用等に当たっては 47～55 ページをご覧ください。

非該当

- 生活機能の低下により要支援へ移行するおそれのある方

介護予防事業
を利用できます。

※利用等に当たっては 56 ページ以降をご覧ください。

特定疾病について

40 歳以上 65 歳未満の方は、次の特定疾病が原因で所定の介護や支援が必要であると認定された方のみサービスが利用できます。

- がん（がん末期）
- 多系統萎縮症
- 後縦靱帯骨化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 脊柱管狭窄症
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 早老症
- 筋萎縮性側索硬化症
- 閉塞性動脈硬化症
- 初老期における認知症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 関節リウマチ
- 脳血管疾患
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 脊髄小脳変性症

《介護保険サービス（要介護者）を利用するには》

介護保険では、認定された介護度ごとの支給限度額（66 ページ）に応じて、サービスを受けることができますが、そのためには、原則、次のような手続きが必要となりますので、サービスを受けるときには、お早めにご手続きをお願いします。

《在宅でサービスを受けるまでの必要な手続き》

手順1 ケアマネジャーを選び連絡します。

- ◆ケアマネジャー（20～22 ページ参照）を選びケアマネジメントの契約をします。ケアマネジャーには「ケアプランの作成をお願いしたい」ということを伝えてください。



手順2 依頼届出書を提出します。

- ◆ケアマネジャーと契約後『居宅サービス計画作成依頼届出書』を町介護課に提出します。（届出用紙は介護課に用意してあります。）
- ◆届出書の提出は、ケアマネジャーに依頼することもできます。

手順3 介護サービスを選択します。

- ◆ケアマネジャーと相談しながら、介護サービス（23～46 ページ）を選択し、ケアプランを作成します。

手順4 作成されたケアプランを確認します。

- ◆ケアプランや介護サービスの内容、自己負担額などの説明を受け、確認・同意します。
- ◆ケアプランを直してもらいたいときは、はっきりとその旨を伝えましょう。

手順5 サービス提供事業者と契約します。

- ◆利用するサービス提供事業者と契約をします。
- ◆内容等は、トラブルを未然に防止するためにも必ず確認してください。

手順6 サービスの利用を開始します。

- ◆サービスを利用する際は『介護保険被保険者証（オレンジ色）』、『負担割合証（黄色）』、『サービス利用票』をサービス提供事業者に提示してください。

《施設でサービスを受けるまでの必要な手続き》

介護保険施設に入所を希望される方

- ◆入所を希望する介護保険施設に直接申し込みます。
- ◆施設サービスの内容等は、35・36、43～46 ページをご覧ください。

- ◆町内及び近隣市町のうち湯河原町をサービス提供地域とする事業所を掲載しています。
- ◆祝日、年末年始等の年間休日及びサービス提供時間は、各事業所にご確認ください。

ケアマネジャーは、本人に適したケアプランの作成などを行う福祉・介護知識をもった専門家です。介護等に関する不安や疑問など、遠慮なく相談しましょう。

ケアマネジャーには、守秘義務がありますので、安心して困っていることなどを伝えるとともに、どのようにしたいか、本人や家族等ができることを伝え、本当に必要なサービスを利用しましょう。

【電話】 62-7080 【FAX】 62-7384

【所在地】 〒259-0301 中央1-8-3

【事業所番号】 1471501013

【営業日】 月～金曜日 【営業時間】 9:00～17:00 【職員体制】 男性2名・女性3名

【電話】 60-1617 【FAX】 60-1618

【所在地】 〒259-0303 土肥5-2-3-101

【事業所番号】 1471500031

【営業日】 月～金曜日 【営業時間】 9:00～17:00 【職員体制】 男性0名・女性1名

【電話】 60-2000 【FAX】 60-2001

【所在地】 〒259-0303 土肥2-3-12 1F

【事業所番号】 1471500106

【営業日】 月～金曜日 【営業時間】 8:30～17:30 【職員体制】 男性0名・女性1名

【電話】 60-0855 【FAX】 62-8660

【所在地】 〒259-0303 土肥5-15-7

【事業所番号】 1471500437

【営業日】 月～土曜日 【営業時間】 9:00～18:00 【職員体制】 男性1名・女性4名

【電話】 60-1554 【FAX】 60-1558

【所在地】 〒259-0312 吉浜1906

【事業所番号】 1471500098

【営業日】 月～金曜日 【営業時間】 8:30～17:30 【職員体制】 男性1名・女性2名

【電話】 43-7967 【FAX】 43-7968

【所在地】 〒259-0303 土肥3-2-7-105

【事業所番号】 1471501070

【営業日】 月～金曜日 【営業時間】 9:00～18:00 【職員体制】 男性1名・女性2名

7 居宅介護支援事業所 ひかり	【電話】 <u>63-3309</u> 【F A X】 20-5770
【所 在 地】 〒259-0314 宮上 224-3	【事業所番号】 1471500833
【営 業 日】 月～金曜日 【営業時間】 9 : 00～17 : 00	【職員体制】 男性 1 名・女性 2 名
8 ピースケアセンター	【電話】 <u>20-3072</u> 【F A X】 20-3073
【所 在 地】 〒259-0301 湯河原町中央 1-6-13	【事業所番号】 1471500866
【営 業 日】 月～金曜日 【営業時間】 9 : 00～17 : 00	【職員体制】 男性 1 名・女性 2 名
9 百年の杜ケアプランニング	【電話】 <u>43-6214</u> 【F A X】 43-6789
【所 在 地】 〒259-0301 湯河原町中央 5-5-5-201	【事業所番号】 1471500734
【営 業 日】 月～金曜日 【営業時間】 8 : 30～17 : 30	【職員体制】 男性 2 名・女性 2 名

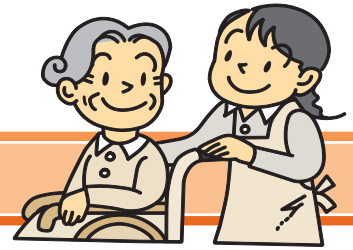
町外（西湘地域）所在事業所（50 音順）

1 アクアマリン居宅介護支援事業所	【電話】 <u>34-1772</u> 【F A X】 35-4682
【所 在 地】 〒250-0051 小田原市北ノ窪 382-1	【事業所番号】 1472302973
【営 業 日】 月～土曜日 【営業時間】 10 : 00～15 : 00	【職員体制】 男性 0 名・女 2 名
2 オギクボ薬局介護支援センター	【電話】 <u>31-1113</u> 【F A X】 31-1118
【所 在 地】 〒250-0045 小田原市城山 2-3-1-201	【事業所番号】 1472300464
【営 業 日】 月～土曜日 【営業時間】 9 : 00～17 : 30	【職員体制】 男性 0 名・女性 9 名
3 ケアプランセンター ナースの森 小田原	【電話】 <u>20-7815</u> 【F A X】 20-7816
【所 在 地】 〒256-0813 小田原市前川 177-6	【事業所番号】 1472303930
【営 業 日】 月～金曜日 【営業時間】 8 : 30～17 : 30	【職員体制】 男性 2 名・女性 3 名
4 ケアプラン フラワー	【電話】 <u>23-0816</u> 【F A X】 42-9388
【所 在 地】 〒250-0034 小田原市板橋 712	【事業所番号】 1472301835
【営 業 日】 月～金曜日 【営業時間】 9 : 00～18 : 00	【職員体制】 男性 0 名・女性 1 名
5 しきさい館	【電話】 <u>25-2284</u> 【F A X】 25-5707
【所 在 地】 〒250-0216 小田原市高田 680-2	【事業所番号】 1472302841
【営 業 日】 月～木・土曜日 【営業時間】 9 : 30～16 : 00	【職員体制】 男性 0 名・女性 1 名
6 ミモザ居宅介護支援真鶴	【電話】 <u>43-9125</u> 【F A X】 43-9126
【所 在 地】 〒259-0201 真鶴町真鶴 1795-36	【事業所番号】 1471501104
【営 業 日】 月～金曜日 【営業時間】 8 : 30～17 : 30	【職員体制】 男性 0 名・女性 2 名

静岡県所在事業所（50 音順）

1 アイルケア熱海営業所	【電話】0557-83-1530 【F A X】0557-83-1530
【所在地】〒413-0025 熱海市桜木町 18-123	【事業所番号】2270500636
【営業日】月～金曜日 【営業時間】9：00～18：00	【職員体制】男性0名・女性1名
2 熱海・あおいホームケアサービス	【電話】43-7165 【F A X】43-7321
【所在地】〒413-0001 熱海市泉 59-11	【事業所番号】2270501022
【営業日】月～金曜日 【営業時間】8：30～17：30	【職員体制】男性0名・女性2名
3 居宅介護支援事業所 熱海伊豆海の郷	【電話】0557-88-7589 【F A X】0557-88-7590
【所在地】〒413-0002 熱海市伊豆山 717-1	【事業所番号】2270500313
【営業日】月～金曜日 【営業時間】8：30～17：30	【職員体制】男性0名・女性1名
4 あたみ・かなみ居宅介護支援事業所	【電話】20-5126 【F A X】20-5127
【所在地】〒413-0001 熱海市泉 43-31 フォレスト泉 102 号	【事業所番号】2270501006
【営業日】月～金曜日 【営業時間】9：00～17：00	【職員体制】男性0名・女性1名
5 うさぎ薬局ケアプランセンター	【電話】0557-52-3911 【F A X】0557-52-3912
【所在地】〒414-0038 伊東市広野 1-3-26 2F	【事業所番号】2270400472
【営業日】月～金曜日 【営業時間】8：30～17：30	【職員体制】男性5名・女性6名
6 居宅介護支援事業所つなぐケア	【電話】0557-82-7735 【F A X】0557-82-7736
【所在地】〒413-0021 熱海市清水町 17-11 2 階	【事業所番号】2270500917
【営業日】月～金曜日 【営業時間】9：00～18：00	【職員体制】男性2名・女性1名
7 中島介護サービスセンター	【電話】0557-83-2463 【F A X】0557-86-4338
【所在地】〒413-0017 熱海市福道町 3-3	【事業所番号】2270500024
【営業日】月～土曜日 【営業時間】8：30～17：30	【職員体制】男性0名・女性5名
8 居宅介護支援事業所 ふじ桜	【電話】055-960-8812 【F A X】055-960-8878
【所在地】〒411-0943 駿東郡長泉町下土狩 344-9	【事業所番号】2271301042
【営業日】月～金曜日 【営業時間】9：00～18：00	【職員体制】男性0名・女性3名
9 悠々の庵 栄	【電話】0557-35-9633 【F A X】0557-35-9740
【所在地】〒413-0025 熱海市桜木町 6-5	【事業所番号】2270500727
【営業日】月～金曜日 【営業時間】8：30～17：30	【職員体制】男性0名・女性1名
10 ライブリーケア中銀熱海	【電話】0557-86-0118 【F A X】0557-86-2398
【所在地】〒413-0011 熱海市田原本町 9-1 5 F	【事業所番号】2270500404
【営業日】月～土曜日 【営業時間】8：30～17：30	【職員体制】男性0名・女性5名

《介護サービスの紹介》



1 訪問介護（ホームヘルプサービス）

《サービスの内容》

- ◆訪問介護員等が利用者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言等の必要な日常生活上の援助を行います。
- ◆サービスは、利用者の身体状況、日常生活全般の状況、希望等を踏まえ、サービスの目標と具体的内容などを定めた『訪問介護計画書』に基づき行われます。
- ◆ただし、介護保険における訪問介護では、次のような生活援助行為は、サービスの対象とはなりません。

不適正事例

- 利用者以外の洗濯、買い物、部屋の掃除
- 家具、電気器具などの移動、修繕
- お正月などのための手間をかけて行う調理
- 草むしり、花木の水やり、園芸
- 一部を除く医療的な行為
- 話し相手、留守番のみ など

《利用する際の注意点》

- ◆調理・洗濯等の生活援助は、利用者やその家族が家事を行うことが困難な場合に利用できます。
- ◆介護保険制度は、高齢者の持っている能力に応じて自立した生活を送ることができるよう必要なサービスを提供する制度です。こうした趣旨から外れ、ヘルパーを家族や家政婦のように考え、過剰なサービスを求めたりすることはできません。

《サービス費用のめやす》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

サービス内容	サービスの時間	サービス単価
<u>身体介護中心</u> 〔起床・就寝介助、排せつ・入浴介助、食事介助、通院介助 等〕	①20 分未満	1, 6 3 0 円
	②20 分以上 30 分未満	2, 4 4 0 円
	③30 分以上 1 時間未満	3, 8 7 0 円
	④1 時間以上	5, 6 7 0 円
	⑤以後 30 分増すごとに	8 2 0 円
<u>生活援助中心</u> 〔調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り 等〕	①20 分以上 45 分未満	1, 7 9 0 円
	②45 分以上	2, 2 0 0 円
<u>通院時の乗車・降車等介助中心</u>	1 回につき	9 7 0 円

※上記以外に、事業所の提供体制や提供時間帯等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。詳細は、各事業所にご確認ください。

《サービス提供事業者》

- ◆参考までに、町内及び当町を提供地域とする近隣市町の事業者を掲載しています。
- ◆担当のケアマネジャー等と相談のうえ事業者選びを行ってください。

【湯河原町所在事業所】

	事業者名 (事業者番号)	所在地	営業日 営業時間	電話番号 (FAX)	総合 事業
1	神奈川県ホームヘルプ協会・西湘 (1471500312)	土肥 4-6-3	月～金曜日 9:00～17:00	60-3235 (60-3236)	あり
2	鐘丘湯河原訪問介護センター (1471500965)	土肥 4-6-14	月～金曜日 8:00～18:00	62-5223 (46-8240)	あり
3	西部ヘルパーステーション (1471501138)	土肥 1-9-6	月～土曜日 8:30～16:30	62-7080	なし
4	たんぽぽ訪問介護事業所 (1471500759)	中央 2-21-5	月～金曜日 9:00～17:00	64-0038 (20-9031)	あり
5	ハピネス (1471500197)	土肥 2-9-3	月～金曜日 8:00～17:00	60-0322 (60-0322)	あり
6	ピースヘルパーステーション湯河原 (1471500577)	中央 1-6-13	月～金曜日 9:00～18:00	62-2003 (62-2018)	あり
7	プリミエール湯河原 (1471500999)	宮上 76	無休 24 時間対応	43-6640 (43-6647)	あり
8	ヘルパーステーションラビット (1471501120)	土肥 4-11-15-303	月～金曜日 9:00～18:00	40-6081 (40-6212)	あり
9	(有)明光サービス (1471500148)	中央 5-15-1	月～土曜日 8:00～18:00	63-0010 (63-8870)	あり

【近隣所在事業所】

	事業者名 (事業者番号)	所在地	営業日 営業時間	電話番号	総合 事業
1	(株)伊豆おはな (2270500685)	熱海市 伊豆山	月～土曜日 8:00～18:00	0557-88-6010	なし
2	(株)伊豆ケアサービス (2270500222)	熱海市 清水町	月～土曜日 8:00～18:30	0557-86-5200	なし
3	ケアサービス みらい (1472303252)	小田原市 扇町	月～金曜日 9:00～18:00	43-6768	なし
4	ケアサポートだいたい (2270500826)	熱海市 田原本町	月～土曜・祝日 7:00～20:00	0557-55-9119	なし
5	けあビジョンホーム熱海訪問介護 (2270501014)	熱海市 泉	月～金曜・祝日 8:30～17:30	080-4863-7699	なし
6	訪問介護事業所 奨生 (1472303112)	小田原市 板橋	月～金曜日 9:00～18:00	23-5717	なし
7	中島介護サービスセンター (2270500024)	熱海市 福道町	月～土曜日 8:30～17:30	0557-83-2463	なし
8	訪問介護事業所 ふじ桜 (2271301042)	長泉町 下土狩	無休 9:00～18:00	055-987-2765	あり
9	訪問介護まある (2271102663)	沼津市 下香貫宮脇	月～金曜日 8:30～18:00	055-933-6056	なし
10	ライブリーケア中銀熱海 (2270500404)	熱海市 田原本町	月～土曜日 8:00～18:00	0557-81-0102	なし
11	れもんケアステーション (1472303484)	小田原市 千代	月～金曜日 9:00～18:00	20-7936	あり

2 訪問入浴



《サービスの内容》

- ◆浴槽を要介護者の自宅に持ち込んで、入浴の介助を行うことで、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図ります。

《利用する際の注意点》

- ◆基本的に、入浴が困難な方がサービスの利用対象になります。

《サービス費用のめやす》 12,660 円（1回あたりのサービス単価）

※サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

※上記以外に、事業所の提供体制や提供時間帯等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。詳細は、各事業所にご確認ください。

《サービス提供事業者》

- ◆参考までに、町内及び当町を提供地域とする近隣の事業者を掲載します。
- ◆担当のケアマネジャー等と相談のうえ、事業者を選んでください。

【湯河原町所在事業所】

	事業者名 (事業者番号)	所在地	営業日 営業時間	電話番号 (FAX)	予防 指定
1	(株)ティー・シー・エス湯河原営業所 (1471500106)	土肥 2-3-12	月～土曜日 8:30～17:30	60-2000 (60-2001)	あり

【近隣所在事業所】

	事業者名 (事業者番号)	所在地	営業日 営業時間	電話番号	予防 指定
1	アースサポート小田原 (1472301173)	小田原市 久野	月～土曜日 8:30～17:30	66-4300	あり
2	(株)湯らっくす (2270500644)	熱海市 青葉町	月～土曜日 8:30～17:30	0557-83-2800	あり

3 訪問リハビリテーション



《サービスの内容》

- ◆自宅を訪問して 心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

《利用する際の注意点》

- ◆病状が安定期にあり、主治医が、自宅において診療に基づき実施される計画的・医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると認めた方が利用できます。

《サービス費用のめやす》 3,080 円（1回あたりのサービス単価）

※サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

※上記以外に、事業所の提供体制や提供時間帯等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。詳細は、各事業所にご確認ください。

《サービス提供事業者》

- ◆参考までに、町内及び当町を提供地域とする近隣の事業者を掲載します。
- ◆担当のケアマネジャー等と相談のうえ事業者選びを行ってください。

【湯河原町所在事業所】

	事業者名 (事業者番号)	所在地	営業日 営業時間	電話番号 (FAX)	予防 指定
1	ニューライフ湯河原 (1451580018)	吉浜 1906	月～金曜日 8:30～17:30	60-1555 (60-1558)	あり
2	JCHO湯河原病院 (1411510049)	中央2-21-6	月～金曜日 8:30～17:00	63-2211 (63-8601)	あり

【近隣所在事業所】

	事業者名 (事業者番号)	所在地	営業日 営業時間	電話番号	予防 指定
1	熱海 海の見える病院 訪問リハビリ ステーション (2210510380)	熱海市 熱海	月～土曜日 9:00～17:00	0557-48-7435	あり
2	熱海所記念病院 (2210510182)	熱海市 昭和町	月～土曜日 9:00～17:00	0557-82-3000	あり
3	国際医療福祉大学熱海病院 (2210510265)	熱海市 東海岸町	月～土曜日 8:30～17:30	0557-81-9171	あり

4 訪問看護

《サービスの内容》

- ◆訪問看護ステーションや病院の看護師等が、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。



《利用する際の注意点》

- ◆病状が安定期にあり、主治医が、自宅において看護師などが行う療養上の支援又は必要な診療の補助を要すると認めた方が利用できます。

《サービス費用のめやす》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

サービスの時間等	訪問看護ステーション	病院・診療所
① 20分未満	3,140 円	2,660 円
② 30分未満	4,710 円	3,990 円
③ 30分以上1時間未満	8,230 円	5,740 円
④ 1時間以上1時間30分未満	11,280 円	8,440 円
⑤ 理学療法士等による場合(回)	2,940 円	—

※上記以外に、事業所の提供体制や提供時間帯等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。詳細は、各事業所にご確認ください。

《サービス提供事業者》

- ◆参考までに、町内及び当町を提供地域とする近隣の事業者を掲載します。
- ◆担当のケアマネジャー等と相談のうえ事業者選びを行ってください。

【湯河原町所在事業所】

	事業者名 (事業者番号)	所在地	営業日 営業時間	電話番号 (FAX)	予防 指定
1	アイル訪問看護ステーション (1461590074)	城堀 62-4	月～金曜日 8:30～17:30	62-7080 (62-7384)	あり
2	オレンジ訪問看護ステーション (1461590066)	土肥 2-20-12	月～土曜日 9:00～17:00	46-8580 (46-8583)	あり
3	花菜訪問看護ステーション (1461590025)	門川 35-2	月～金曜日 9:00～17:00	62-3177 (62-3177)	あり
4	百年の杜訪問看護ステーション (1461390053)	中央 5-5-5 -201	月～金曜日 8:30～17:30	64-0837 (43-6789)	あり
5	ミコト訪問看護ステーション (1461590033)	宮下 581-8	無休 24時間対応	46-6144 (46-6147)	あり
6	JCHO湯河原病院附属訪問看護 ステーション (1461590082)	中央 2-21-6	月～金曜日 8:30～17:00	63-2211 (63-8601)	あり

【近隣所在事業所】

	事業者名 (事業者番号)	所在地	営業日 営業時間	電話番号	予防 指定
1	あたみ・かなみ訪問看護 ステーション (2260390089)	熱海市 泉	月～土曜日 9:00～17:00	055-974-1359	あり
2	A R S 訪問看護リハビリテーション (1462390078)	小田原市 堀之内	月～金曜日 8:30～17:30	39-3700	あり
3	K' s 訪問看護ステーション (2260590084)	熱海市 清水町	月～日曜日 9:00～18:00	0557-52-3568	あり
4	訪問看護ステーション デューン 小田原（精神科特化） (1462390078)	小田原市 栄町	月～土曜日 9:00～18:00	24-5017	あり
5	訪問看護ステーション ナースの森 熱海 (2260490079)	熱海市 下多賀	月～金曜日 8:30～17:30	0557-36-3115	あり
6	訪問看護ステーションまりん (2260690165)	三島市 谷田	月～金曜日 9:00～17:00	055-900-8337	あり
7	訪問看護ステーションゆらくす (2260590068)	熱海市 青葉町	月～土曜日 8:30～17:30	0557-83-2800	あり

5 居宅療養管理指導



《サービスの内容》

- ◆病院等の医師、薬剤師等が、自宅を訪問して心身の状況や生活環境等を把握して療養上の管理及び指導を行います。

具体的には…

《医師又は歯科医師》

- ◆医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、ケアマネジャー等に居宅サービス計画の策定などに必要な情報提供や要介護者、家族などに居宅サービスを利用する上での留意事項、介護方法についての指導・助言などを行います。

《薬剤師》

- ◆医師又は歯科医師の指示に基づいて実施される薬学的な管理・指導を行います。

《歯科衛生士》

- ◆歯科医学的管理を行う歯科医師の指示に基づく口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導を行います。

《管理栄養士》

- ◆医学的管理を行う医師の指示に基づき実施される栄養指導を行います。

《利用する際の注意点》

- ◆基本的に、通院等が困難な方がサービスの利用対象になります。
- ◆また、居宅療養管理指導を利用する方は、医療保険からの訪問薬剤管理指導、訪問栄養食事指導など同様のサービスを利用することはできません。

《サービス費用のめやす》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

サービス提供事業者	利用限度回数	1回あたりのサービス単価
医師が行う場合	月2回	5,150 円
歯科医師が行う場合	月2回	5,170 円
病院又は診療所の薬剤師が行う場合	(原則)月4回	5,660 円
薬局の薬剤師が行う場合	月4回	5,180 円
管理栄養士が行う場合	月2回	5,450 円
歯科衛生士が行う場合	(6月間)2回	3,620 円

《サービス提供事業者》

- ◆担当のケアマネジャー等にご確認ください。

6 通所介護（デイサービス）

《サービスの内容及び利用する際の注意点》

- ◆利用者の心身機能の維持・向上を目的として デイサービスセンターに通い、入浴、食事の提供とその介護、生活についての相談や健康状態の確認等の日常生活の支援と機能訓練などを受けます。

《サービス費用のめやす〔通常規模型 7～8時間未満利用の場合〕》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

◆サービス費用（1回あたり）

認定区分	サービス単価	認定区分	サービス単価
要介護1	6,580円	要介護4	10,230円
要介護2	7,770円	要介護5	11,480円
要介護3	9,000円		

+

■食事代
■その他
日常生活費

※上記以外に、事業所の提供体制や提供時間帯等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。詳細は、各事業所にご確認ください。

《サービス提供事業者》

- ◆参考までに、町内及び隣接市町の事業者のうち、湯河原町をサービス提供地域とする事業者のみ掲載しています。
- ◆担当のケアマネジャー等と相談のうえ事業者選びを行ってください。

【湯河原町所在事業所】

	事業者名 (事業者番号)	所在地	営業日 営業時間	電話番号 (FAX)	食事代	定員 温泉	総合 事業
1	心花春（こはる） (1471500049)	鍛冶屋 627	月～土曜日 8:30～17:30	63-2586 (62-9022)	720 円	20人 なし	あり
2	シニア倶楽部湯河原 (1471500288)	中央 2-18-19	無休 8:30～17:30	43-6213 (63-1454)	750 円	32人 なし	あり
3	デイサービスセンター 夢工房 (1471500742)	土肥 2-10-3	月～土曜日 9:00～17:00	63-1900 (63-1901)	400 円	19人 あり	あり
4	デイサービス千歳川 (1471500445)	宮上 138	無休 8:00～17:00	64-0830 (43-6051)	750 円	30人 あり	あり
5	トゥ・スマイルケアセン ター湯河原事業所 (1471500437)	土肥 5-15-7	月～土曜日 9:00～16:30	60-0855 (62-8660)	600 円	20人 あり	あり
6	ふらっと湯河原 (1471500874)	土肥 1-13-3	月～金曜日 9:30～16:30	20-3620 (20-3641)	700 円	31人 あり	あり

	事業者名 (事業者番号)	所在地	営業日 営業時間	電話番号 (FAX)	食事 代	定員 温泉	総合 事業
7	プリミエール湯河原 (1471500999)	宮上 76	月～土曜日 9:00～16:10	43-6640 (43-6647)	600 円	24人 あり	あり
8	まごころデイサービス アネックス (1471501039)	中央 3-10-8 アーバンヒルズ湯河原 101	無休 8:00～18:00	62-7080 (62-7384)	450 円	20人 なし	なし
9	まごころデイサービス 杉の宿 (1471501153)	鍛冶屋 923-30	無休 9:00～18:00	62-7080 (62-7384)	450 円	25人 なし	なし
10	まごころデイサービス モデラート (1471501062)	土肥 5-18-27	無休 8:30～16:30	62-7080 (62-7384)	450 円	30人 なし	なし
11	まごころデイサービス リベルタス (1471501088)	城堀 62-4	無休 9:00～17:00	62-7080 (62-7384)	450 円	30人 なし	なし
12	ゆが原整形リハビリ塾 (1471500841)	土肥 5-2-3 シャリエ湯河原 桜木公園 101号	月～水・金・ 土曜日(土曜は 午前のみ) 8:40～11:50 13:00～16:10	62-1520 (62-1520)	提供 なし	20人 入浴 なし	あり

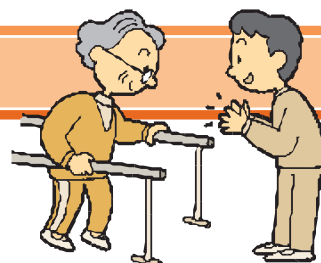
【真鶴町所在事業所】

	事業者名 (事業者番号)	所在地	営業日 営業時間	電話番号 (FAX)	食事 代	定員 温泉	総合 事業
1	ミモザ白寿庵真鶴 (1471500601)	真鶴町真鶴 1819-1	月～土曜日 8:30～17:30	42-9121 (42-9122)	750 円	33人 なし	あり

【熱海市所在事業所】

	事業者名 (事業者番号)	所在地	営業日 営業時間	電話番号 (FAX)	食事 代	定員 温泉	総合 事業
1	デイサービスセンター 熱海伊豆海の郷 (2270500313)	熱海市 伊豆山 717 - 1	無休 8:30～17:30	0557- 80-5588 (0557- 80-5578)	650 円	35人 あり	あり
2	まごころデイサービス エミディオ (2270500925)	熱海市泉 269-32	無休 8:30～16:30	62-7080 (62-7384)	450 円	25人 なし	なし

7 通所リハビリテーション（デイケア）



《サービスの内容及び利用する際の注意点》

- ◆介護老人保健施設等に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受けます。
- ◆対象者は、病状が安定期にあり、診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と主治医が認めた要介護者等です。

《サービス費用のめやす〔通常規模型 7～8時間未満利用の場合〕》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

◆サービス費用（1回あたり）

認定区分	サービス単価	認定区分	サービス単価
要介護1	7,620円	要介護4	12,150円
要介護2	9,030円	要介護5	13,790円
要介護3	10,460円		

+

■食事代
■その他
日常生活費

※上記以外に、事業所の提供体制や提供時間帯等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。詳細は、各事業所にご確認ください。

《サービス提供事業者》

- ◆参考までに、町内及び隣接市町の事業者のうち、湯河原町をサービス提供地域とする事業者のみ掲載しています。
- ◆なお、サービスの提供時間など詳細は、各事業所にご確認ください。

【湯河原町所在事業者】

1 ニューライフ湯河原 (1451580018)	【電話】60-1555 【FAX】60-1558
【所在地】〒259-0312 湯河原町吉浜 1906	【予防指定】あり
【定員】30人(日曜のみ20人)	
【営業日】月～日曜日 【営業時間】8:00～17:00	【食事代】600円 【温泉】なし
2 湯河原中央温泉病院 介護医療院 (14B1500024)	【電話】63-2555 【FAX】62-1770
【所在地】〒259-0301 湯河原町中央 4-11-2	【予防指定】なし【定員】4人
【営業日】月～金曜日 【営業時間】13:00～16:00	※食事、送迎の提供なし

【熱海市所在事業者】

1 介護老人保健施設 葵の園・熱海 (2250580046)	【電話】60-2211 【FAX】60-0006
【所在地】〒413-0001 熱海市泉 61-1	【予防指定】あり【定員】40人
【営業日】月～土曜日 【営業時間】9:30～15:40	【食事代】800円 【温泉】あり
2 介護老人保健施設 菜の花 (2250580038)	【電話】0557-80-3712 【FAX】0557-80-3852
【所在地】〒413-0002 熱海市伊豆山 1173-172	【予防指定】あり【定員】20人
【営業日】月～金曜日 【営業時間】9:00～16:00	【食事代】690円 【温泉】なし

8 地域密着型サービス

- ◆高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり支援します。
- ◆利用者は原則、所在地市町村の住民に限られ、市町村が事業者の指定や指導を行います。

①小規模多機能型居宅介護

《サービスの内容》

- ◆通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。



《サービス費用のめやす》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

①サービス分（1月あたり）

認定区分	サービス単価
要介護1	104,580円
要介護2	153,700円
要介護3	223,590円
要介護4	246,770円
要介護5	272,090円

②日常生活に要する費用

- 食費
- 滞在費
- その他日常生活費

※どのようなものがあり、いくらののか、申込みの際に確認しましょう。

+

※上記以外に事業所の提供体制等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。

《サービス提供事業者》

1 多機能倶楽部 千歳川 (1491500011)	【電話】 64-0831 【予防指定】 【FAX】 64-0841 あり
【所在地】 〒259-0314 湯河原町宮上 138 【食費】 朝 350 円、昼 750 円、夕 500 円	【登録定員】 29 人 【個室】 なし 【滞在費】 1,000 円/日
2 ふらっと湯河原 (1471500874)	【電話】 20-3620 【予防指定】 【FAX】 20-3641 あり
【所在地】 〒259-0303 湯河原町土肥 1-13-3 【食費】 朝 400 円、昼 600 円、夕 650 円	【登録定員】 29 人 【個室】 あり 【滞在費】 1,500 円/日～

②地域密着型通所介護

《サービスの内容》

- ◆定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて、利用者の心身機能の維持・向上を目的とした入浴、食事の提供、生活相談・健康状態の確認など日常生活の支援と機能訓練などを受けます。

《サービス費用のめやす〔通常規模型 7～8 時間未満利用の場合〕》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

①サービス費用（1 回あたり）

認定区分	サービス単価	認定区分	サービス単価
要介護 1	7,530 円	要介護 4	11,720 円
要介護 2	8,900 円	要介護 5	13,120 円
要介護 3	10,320 円		

②日常生活に要する費用

+	■食事代 ■その他日常生活費
---	---

※上記以外に事業所の提供体制等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。

《サービス提供事業者》

1 (有) 宅老所吉浜 (1471500338)	【電話】 62-3899 【FAX】 20-9344	【総合事業】 あり
【所在地】 〒259-0312 湯河原町吉浜 1980-85 【定員】 10 人 【温泉】 なし 【営業日】 月～土曜日 【営業時間】 8:00～17:00 【食事代】 530 円		
2 デイサービス おとなの寺子屋 (1471500882)	【電話】 43-8867 【FAX】 43-8869	【総合事業】 あり
【所在地】 〒259-0312 湯河原町吉浜 1890-6 【定員】 10 人 【温泉】 なし 【営業日】 月～土曜日 【営業時間】 8:00～17:00 【食事代】 500 円		
3 まごころデイサービス プラチナム (1491500128)	【電話】 62-7080 【FAX】 62-7384	【総合事業】 なし
【所在地】 〒259-0301 湯河原町中央 3-10-8 【定員】 15 人 【温泉】 なし 【営業日】 日～土曜日 【営業時間】 8:30～16:30 【食事代】 400 円		
4 まごころデイサービス湯河原 (1471500726)	【電話】 62-7080 【FAX】 62-7384	【総合事業】 なし
【所在地】 〒259-0301 湯河原町中央 4-4-5 【定員】 14 人 【温泉】 なし 【営業日】 無休 【営業時間】 9:00～17:00 【食事代】 400 円		

③認知症対応型共同生活介護（グループホーム）



《サービスの内容》

◆認知症の方が共同で生活できる場において、食事、入浴などの介護や機能訓練等が受けることができるサービスです。

《サービス費用のめやす》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

① サービス分（1日あたり）

認定区分	サービス単価
要介護1	7,650円
要介護2	8,010円
要介護3	8,240円
要介護4	8,410円
要介護5	8,590円

+

② 日常生活に要する費用

- 家賃、管理費
- 食費、水道光熱費
- その他日常生活費

※どのようなものがあり、いくらなのか、申込みの際に確認しましょう。

※上記以外に事業所の提供体制等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。

《サービス提供事業者》

1 ツクイ湯河原グループホーム (1491500029)	【電話】 69-1777 【FAX】 69-1778	【定員】 18人
【所在地】 〒259-0311 湯河原町福浦 220-1 【食費】 1,500円/日 【水道光熱費】 23,000円/月 【管理費】 31,000円/月		
2 ミモザ湯河原温々 (1491500060)	【電話】 60-1666 【FAX】 60-1667	【定員】 18人
【所在地】 〒259-0301 湯河原町中央 2-8-3 【食費】 1,200円/日 【水道光熱費】 24,000円/月 【管理費】 18,000円/月		
3 湯河原温泉ケアセンターそよ風 (1471500320)	【電話】 60-0333 【FAX】 60-0384	【定員】 27人
【所在地】 〒259-0314 湯河原町宮上 771-24 【食費】 1,200円/日 【水道光熱費】 11,000円/月 【管理費】 30,000円/月		

④～⑨その他の地域密着型サービス

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ④認知症対応型通所介護 | ⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス |
| ⑤夜間対応型訪問介護 | ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| ⑥看護小規模多機能型居宅介護 | ⑨地域密着型特定施設入居者生活介護 |

9 特定施設入居者生活介護



《サービスの内容》

- ◆有料老人ホーム等の入居者である要介護者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活に関する相談等の日常生活上の支援や、機能訓練・療養上の支援を受けます。

《サービス費用のめやす》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

① サービス分（1日あたり）

認定区分	サービス単価
要介護1	5,420 円
要介護2	6,090 円
要介護3	6,790 円
要介護4	7,440 円
要介護5	8,130 円

+

② 日常生活に要する費用【月額利用料】

- 管理費
- 食費
- 光熱水費
- 家賃相当
- その他理美容代等の日常生活費

※上記以外に、事業所の提供体制や提供時間帯等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。詳細は、各事業所にご確認ください。

《サービス提供事業者》

- ◆参考までに、町内の事業者のみ掲載しています。

なお、月額利用料には、介護サービスの料金は含まれていません。

1 ホームステーションらいふ湘南かねか湯河原 (1471500809)	【電話】 60-0151 【定員】 【FAX】 60-0152 60 人
【所在地】〒259-0316 湯河原町福浦吉浜 174-1 【入居一時金】なし 【月額利用料】182,900 円 【入居時要件】自立・支援・介護	
2 ホームステーションらいふ湯河原 (1471500791)	【電話】 60-4101 【定員】 【FAX】 60-4102 69 人
【所在地】〒259-0303 湯河原町土肥 2-14-28 【入居一時金】なし 【月額利用料】182,900 円 【入居時要件】自立・支援・介護	
3 ミモザ湯河原 (1471500775)	【電話】 60-3550 【定員】 【FAX】 60-3551 36 人
【所在地】〒259-0301 湯河原町中央 1-1613-4 【入居一時金】なし 【月額利用料】185,250 円～ 【入居時要件】自立・支援・介護	
4 湯河原ゆうゆうの里 (1471500064)	【電話】 60-1000 【定員】 【FAX】 63-3864 369 人
【所在地】〒259-0312 湯河原町吉浜 1855 【入居一時金】あり 【月額利用料】152,150 円～ 【入居時要件】自立	

《参考》 その他隣接市町所在の施設一覧（※詳細は、各施設にお問合せください。）

	施設名	所在地	電話	入居時要件	定員 (人)
1	すこや家・真鶴	真鶴町岩 775-15	69-1057	支援・介護	40
2	ホームステーションらいふ真鶴	〃 真鶴 1359-1	68-1851	自立・支援・介護	78
3	中銀ケアホテル熱海	熱海市咲見町 6-5	0557-82-0011	支援・介護	76
4	熱海ゆとりあの郷	〃 西熱海町 1-24-1	0557-81-2322	自立	282
5	ぽっかぽか・熱海館 1号館・2号館	〃 西熱海町 1-20-1	0557-85-0707	自立・支援・介護	96
6	ネオ・サミット湯河原	〃 泉 17-2	63-6432	自立・支援・介護	245
7	ベストライフ熱海	〃 泉 413-126	62-3336	自立・支援・介護	97
8	フレンズ南熱海	〃 下多賀 842-4	0557-67-5550	自立・支援・介護	33

有料老人ホームの選び方

『有料老人ホームの基礎知識（公益社団法人全国有料老人ホーム協会）』抜粋

1 まずは、有料老人ホームに関する情報を集める

どこにどんなホームがあるのか調べましょう。

有料老人ホームは、法律で都道府県・政令指定都市・中核市（以下「都道府県等」と言います。）への届出が義務付けられています。

都道府県等の窓口に問い合わせ、届出のあるホームの一覧表などを入手してください。ホームの住所や連絡先など基本的な情報が手に入ります。

2 資料を取り寄せて検討する

ご希望の条件に合ったホームがいくつか決まったならば、ホームからパンフレットや「重要事項説明書」を取り寄せ、内容をチェックしましょう。

その際は、複数のホームの資料を取り寄せて、内容を比較検討しましょう。

それぞれの違いがよく分かるようになります。

3 ホームを見学し、体験入居してみる

周辺環境やホームの設備、雰囲気など、実際に足を運んで見学してみないと分からないことがたくさんあります。各ホームには「体験入居制度」がありますので、大いに活用してください。

一度だけでなく、曜日や季節をかえて宿泊するのも良い方法です。

自分に合ったホームを見つけるためにも、複数のホームで体験入居をしてみましょう。

介護が必要な方も、実際にホームでの生活を体験し、ご家族とともにサービス内容を十分理解してください。

10 短期入所（ショートステイ）



《サービスの内容及び利用する際の注意点》

- ◆介護老人福祉施設等に短期間入所し、その施設で入浴・排せつ・食事の介護など日常生活の支援や機能訓練を受けます。
- ◆対象者は、心身の状況や、主介護者の病気、冠婚葬祭等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者等です。

《サービス費用のめやす〔併設型等の場合〕》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

① サービス分（1日あたり）

認定区分	短期入所生活介護 サービス単価	短期入所療養介護 サービス単価
要介護1	6,030円	8,300円
要介護2	6,720円	8,800円
要介護3	7,450円	9,440円
要介護4	8,150円	9,970円
要介護5	8,840円	10,520円

② 日常生活に要する費用

+

- 食費
- 滞在費
- その他日常生活費
(理美容代等)

※どのようなものがあり
いくらなのか、申込み
の際に確認しましょう

※上記以外に送迎の利用や事業所の提供体制等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。

◆非課税世帯に属する方のうち一定の要件を満たす方は、食費・滞在費の減免制度があります。申請が必要ですので、67・68 ページをご参照ください。

《サービス提供事業者》

- ◆参考までに、町内及び隣接市町の事業者のうち、これまでに給付実績のある事業者のみ掲載しています。

＝短期入所生活介護＝

【湯河原町所在】

1 シーサイド湯河原

(1471500502)

【電話】 64-1700

【予防指定】

【FAX】 64-1710

あり

【所在地】 〒259-0312 湯河原町吉浜 120-1

【定員】 10 人

【個室】 あり

【食 費】 朝 512 円、昼 631 円、夕 563 円 【滞在費】 2,830 円/日

2 心花春（こはる）

(1471500049)

【電話】 63-2586

【予防指定】

【FAX】 62-9022

あり

【所在地】 〒259-0313 湯河原町鍛冶屋 627

【定員】 18 人

【個室】 あり

【食 費】 朝 453 円、昼 663 円、夕 599 円 【滞在費】 970 円/日

【熱海市所在】

1 熱海伊豆海の郷	(2270500313)	【電話】 0557-80-5600 【FAX】 0557-80-5567	【予防指定】 あり
【所在地】 〒413-0002 熱海市伊豆山 717-1	【定員】 20 人	【個室】 あり	
【食 費】 朝 420 円、昼 650 円、夕 480 円	【滞在費】 2,580 円/日		
2 海光園	(2270500065)	【電話】 0557-67-1971 【FAX】 0557-67-2000	【予防指定】 あり
【所在地】 〒413-0101 熱海市上多賀 1016-10	【定員】 18 人	【個室】 あり	
【食 費】 朝 305 円、昼 700 円、夕 540 円	【滞在費】 855・1,171 円/日		
3 中銀ケアホテル	(2270500388)	【電話】 0557-82-0011 【FAX】 0557-82-7673	【予防指定】 なし
【所在地】 〒413-0019 熱海市咲見町 6-5	【定員】 3 人	【個室】 あり	
【食 費】 朝 550 円、昼 450 円、夕 1,200 円	【滞在費】 14,470 円/日		
4 姫の沢荘	(2270500057)	【電話】 0557-85-2233 【FAX】 0557-85-2266	【予防指定】 なし
【所在地】 〒413-0038 熱海市西熱海町 2-24-8	【定員】 20 人	【個室】 なし	
【食 費】 朝 312 円、昼 650 円、夕 483 円	【滞在費】 915 円/日		

＝短期入所療養介護＝

【湯河原町所在】

1 ニューライフ湯河原	(1451580018)	【電話】 60-1555 【FAX】 60-1558	【予防指定】 あり
【所在地】 〒259-0312 湯河原町吉浜 1906	【定員】 —		
【食 費】 朝 410 円、昼 650 円、夕 650 円	【滞在費】 440 円/日	【個室】 なし	

【熱海市所在】

1 葵の園・熱海	(2250580046)	【電話】 60-2211 【FAX】 60-0006	【予防指定】 あり
【所在地】 〒413-0001 熱海市泉 61-1	【定員】 —		
【食 費】 朝 420 円、昼 790 円、夕 690 円	【滞在費】 630・1,800 円/日	【個室】 あり	
2 菜の花	(2250580038)	【電話】 0557-80-3712 【FAX】 0557-80-3852	【予防指定】 あり
【所在地】 〒413-0002 熱海市伊豆山 1173-172	【定員】 —		
【食 費】 朝 450 円、昼 690 円、夕 640 円	【滞在費】 380・1,700 円/日	【個室】 あり	

11 福祉用具の貸与



《サービスの内容》

◆心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すものです。

【対象となる福祉用具】

- | | | |
|-----------|------------------|--------------------|
| ①車いす | ⑥体位変換器 | ⑪認知症老人徘徊感知機器 |
| ②車いす用付属品 | ⑦手すり（工事を伴わないもの） | ⑫移動用リフト（つり具の部分を除く） |
| ③特殊ベッド | ⑧スロープ（工事を伴わないもの） | ⑬自動排せつ処理装置 |
| ④特殊ベッド付属品 | ⑨歩行器 | |
| ⑤床ずれ防止用具 | ⑩歩行補助つえ | |

《利用する際の注意点》

- ◆要介護1及び要支援1・2の方は、原則、⑦～⑩の福祉用具のみが対象です。
それ以外の福祉用具を希望する場合は、担当のケアマネジャーにご相談ください。
- ◆貸し出しを受けるときは、本人や自宅の状況に合ったものか、使いこなすことが容易かなどをよく考え、試しに使ってみてから選ぶことがよいでしょう。

《サービス費用のめやす》

- ◆福祉用具のレンタル価格は、用具の種類や事業所によって異なります。
複数の事業者から料金表を取り寄せた上で、検討することをお勧めします。

12 福祉用具購入費の支給

※ケアマネジャーと契約している方は、事前に相談しましょう。

《サービス内容及び利用する際の注意点》

- ◆在宅の要介護者が入浴や排せつに用いる福祉用具等の一定のもの（特定福祉用具）を購入したときは、福祉用具購入費が支給されます。
- ◆購入費の対象となるのは、福祉用具のうち貸与になじまない性質のもので、支給は町が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に行われます。
- ◆なお、同種類の用具購入について2回以上給付されるのは、その用具が壊れたときなど特別な事情があると認められる場合に限られます。

【対象となる福祉用具】

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・腰掛便座 | ・簡易浴槽 |
| ・自動排せつ処理装置の交換可能部品 | ・移動用リフトのつり具部分 |
| ・入浴補助用具 | ・排せつ予測支援機器 |

【貸与（レンタル）又は購入が選択できる福祉用具】

- | | |
|-------------------|----------|
| ・歩行器（キャスター付きを除く） | ・固定用スロープ |
| ・単点杖（松葉杖を除く）及び多点杖 | |

《利用限度額》 1年度につき 10万円

《サービス提供事業者》

◆参考までに、湯河原町をサービス提供地域とする近隣事業所のみを掲載しています。
(50 音順)

	事業者名 (指定事業者番号)	所在地	営業日 営業時間	電話番号
1	福祉用具あたま1ばん (2270500503)	熱海市 紅葉ガ丘町	月～土曜日 9:00～17:00	(0557) 81-6082
2	信愛 (1471300572)	二宮町 中里	月～金曜日 9:00～18:00	(0463) 70-2050
3	ダスキンヘルスレント小田原 ステーション (1472303740)	小田原市 栄町	月～金曜日 9:00～18:00	24-2280
4	(株)茶利 チャーリーケア (1472300308)	小田原市 扇町	月～土曜日 9:00～18:00	66-3300
5	福祉用具センター ナースの森 熱海 (2270501030)	熱海市 下多賀	月～金曜日 8:30～17:30	(0557) 52-6088
6	ニチイケアセンター小田原 (1472300209)	小田原市 曾比	月～金曜日 9:00～18:00	39-5570
7	富士ライフサポート 小田原営業所 (1472300258)	小田原市 久野	月～土曜日 9:30～17:30	32-3731
8	福祉用具フタバ (2270500602)	熱海市 昭和町	月～日曜日 9:00～18:00	(0557) 84-1049
9	ケアサポート まごころ (1471400638)	山北町 岸	月～金曜日 8:30～17:30	75-3755
10	ショップ マハロ (1471400513)	山北町 山北	月～土曜日 9:00～18:00	79-0030
11	介護ショップ ミズタニ (2270500131)	熱海市 咲見町	月～土曜・祝日 9:00～18:00	(0557) 81-3926
12	メディケアセンター小田原 (1472303088)	小田原市 南鴨宮	月～土曜・祝日 8:30～17:30 (祝9:00から)	43-6541
13	介護ショップやすらぎ (2270300706)	函南町 間宮	月～土曜日 9:00～18:00	(055) 970-2000
14	ライブラリーメイト中銀熱海 (2270500883)	熱海市 田原本町	月～金曜・祝日 8:30～17:30	(0557) 81-0101
15	(株)リフテック 西湘 (1471400265)	大井町 金子	月～土曜・祝日 9:00～18:00	85-5150

13 住宅改修費の支給

※改修工事を行う前に、事前申請が必要です。

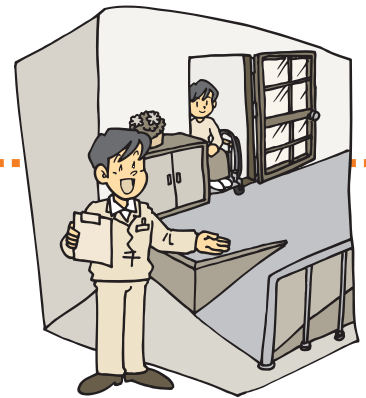
(⇒次ページ参照)

《サービスの内容》

- ◆在宅の要介護者等が、手すりの取り付けなど一定の住宅改修を行ったときに、住宅改修費が支給されます。

【対象となる住宅改修】

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・浴室等の床のすべり止めや移動をスムーズにするための床材の取り替え
- ・ドアの引き戸への取り替え
- ・洋式便器への取り替え
- ・上記改修に付帯して必要な改修（給排水設備工事等）



《利用する際の注意点》

- ◆対象となる住宅は、住民票のある住宅等に限られます。
- ◆新築する際の工事等は、対象となりません。
- ◆設計及び積算のみの費用は、対象となりません。
- ◆本人や家族等が自ら工事を行った場合は、改修にかかった材料費のみが支給の対象になります。

《利用限度額》 1 住宅につき 20万円

- ◆ただし、最初の住宅改修着工日と比べて、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合には、例外的に、改めて住宅改修費が支給されます。

＝受領委任払い制度をご存知ですか＝

- ◆特定福祉用具の購入や住宅改修を行う際は、一旦、利用者が全額負担し、手続終了後に9割（8割又は7割）相当額が支給される「償還払い」が原則です。
- ◆ただし、一時的な費用負担が難しい場合等は、利用者は1割（2割又は3割）相当額の負担のみとし、9割（8割又は7割）相当額は、町と事業者で手続を完了させる「受領委任払い」があります。
- ◆受領委任払いが利用できる事業者や要件、手続き等については、町介護課又は担当のケアマネジャー等にお問合せください。

《住宅改修を利用する際の手順》

- ◆住宅改修をする際は、あらかじめ町介護課に申請書など必要な書類を提出し、審査を受ける『事前申請制度』が導入されています。

手順1 住宅改修についてケアマネジャーなどに相談します。

- ◆工事を行う前に、必ず担当のケアマネジャー等にご相談ください。
- ◆工事代金を全額一度に支払うのが大変な方は、受領委任払い制度の活用をご検討ください。

手順2 工事業者を選択し、見積りを依頼します。

- ◆住宅改修を依頼する業者を選び、見積書の依頼をします。事業者など不明な場合は、担当のケアマネジャー等に相談してみましょう。

手順3 住宅改修費のための事前申請をします。

- ◆次の書類を町介護課に提出し、事前審査を受けます。
(代理の方が申請することも出来ます。)

《提出書類》

- ① 住宅改修費支給申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書 (⇒ケアマネジャー等が作成します。)
- ③ 工事費見積書
- ④ 住宅の所有者の承諾書 (⇒所有者が本人・家族以外の場合のみ)
- ⑤ 生活動線がわかる図面・工事着工前の写真など
(写真は撮影日と完成予定の場所が確認できるもの)
- ⑥ 委任状 (⇒代理の方が申請する場合のみ)

手順4 改修工事を着工します。

- ◆町介護課による事前審査後、改修工事等を着工します。

手順5 工事代金を工事業者に支払います。

- ◆改修工事が完了後、代金(全額)を支払い、領収証を受け取ります。

手順6 住宅改修費のための事後申請をします。

- ◆次の書類を町介護課に提出し、事後確認を受けた後、住宅改修費を受領(口座振込)します。

《提出書類》

- ① 住宅改修費支給申請書
- ② 領収書
- ③ 内訳書
- ④ 完成前後の状態が確認できる写真(撮影日が確認できるもの)

14 介護老人福祉施設



《サービスの内容及び利用する際の注意点》

- ◆施設では、食事や排せつ、入浴などの日常生活の介護のほかリハビリテーションなどのサービスが受けられます。
- ◆健康管理についても管理や指導が行われますが、それ以上の医療サービスは、医療機関へ通院若しくは入院することになります。サービスは、施設サービス計画に基づき、計画的に利用します。

《サービス費用のめやす》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

① サービス分（1日あたり）

認定区分	従来型個室	ユニット型個室
要介護1	5,890円	6,700円
要介護2	6,590円	7,400円
要介護3	7,320円	8,150円
要介護4	8,020円	8,860円
要介護5	8,710円	9,550円

② 日常生活に要する費用

- 食費
 - 居住費
 - その他日常生活費
- ※どのようなものがあり、いくらなのか、申込みの際に確認しましょう。

+

※上記以外に事業所の提供体制等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。
 ※利用者負担額の概要は、46 ページをご参照ください。

《サービス提供事業者》

◆参考までに、町内の事業者のみ掲載しています。

1 シーサイド湯河原 (1471500502)	【電話】 64-1700 【定員】 【FAX】 64-1710 80 人
【所在地】 〒259-0312 湯河原町吉浜 120-1 【施設区分】 ユニット型個室 【食費】 1,706 円/日 【居住費】 2,830 円/日	
2 心花春（こはる） (1471500122)	【電話】 63-2586 【定員】 【FAX】 62-9022 100 人
【所在地】 〒259-0313 湯河原町鍛冶屋 627 【施設区分】 多床室 【食費】 1,715 円/日 【居住費】 970 円/日	

《入所の申込み》

◆各施設に直接申し込みます。

【入所基準は、原則 要介護3以上 になります】

- ◆介護老人福祉施設への入所は、原則、要介護3以上の方が対象となります。
- ◆ただし、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情等により在宅生活の継続が困難と認められる場合は、入所が認められる場合があります。

15 介護老人保健施設



《サービスの内容及び利用する際の注意点》

- ◆症状が比較的安定していて、入院の必要はないものの、自宅での療養が不安な方を対象にリハビリテーションを中心としたケアを行い在宅生活への復帰を目指す施設です。

《サービス費用のめやす》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

① サービス分（1日あたり）

認定区分	サービス単価
要介護1	8,710円
要介護2	9,470円
要介護3	10,140円
要介護4	10,720円
要介護5	11,250円

② 日常生活に要する費用

■食費

■居住費

■その他日常生活費

※どのようなものがあり、いくらなのか、申込みの際に確認しましょう。

+

※上記以外に事業所の提供体制等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。
※利用者負担額の概要は、46ページをご参照ください。

《サービス提供事業者》

- ◆参考までに、町内及び隣接市町の事業者のみ掲載しています。

1 ニューライフ湯河原

(1451580018)

【電話】60-1555

【定員】

【FAX】60-1558

100人

【所在地】〒259-0312 湯河原町吉浜 1906

【個室】なし

【食費】1,710円/日

【居住費】440円/日

【熱海市所在事業者】

1 葵の園・熱海

(2250580046)

【電話】60-2211

【定員】

【FAX】60-0006

100人

【所在地】〒413-0001 熱海市泉 61-1

【個室】あり

【食費】1,900円/日

【居住費】多床室 630円/日、個室 1,800円/日

2 菜の花

(2250580038)

【電話】0557-80-3712

【定員】

【FAX】0557-80-3852

82人

【所在地】〒413-0002 熱海市伊豆山 1173-172

【個室】あり

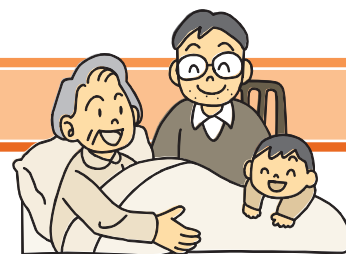
【食費】1,780円/日

【居住費】多床室 380円/日、個室 1,700円/日

《入所の申込み》

- ◆各施設に直接申し込みます。

16 介護医療院



《サービスの内容及び利用する際の注意点》

- ◆長期にわたる医療ケアと介護が必要な方を対象とした医療施設です。療養の管理、看護、医学的管理下での介護などの世話、機能訓練その他必要な医療を施設サービス計画に基づいて行います。

《サービス費用のめやす》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

① サービス分（1日あたり）

認定区分	サービス単価
要介護1	7,860円
要介護2	8,830円
要介護3	10,920円
要介護4	11,810円
要介護5	12,610円

② 日常生活に要する費用

- 食費
- 居住費
- その他日常生活費

※どのようなものがあり、いくらののか、申込みの際に確認しましょう。

+

※上記以外に事業所の提供体制等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。
※利用者負担額の概要は、46ページをご参照ください。

《サービス提供事業者》

- ◆参考までに、町内の事業者のみ掲載します。

1 湯河原中央温泉病院 介護医療院

(14B1500024)

【電話】63-2555

【定員】

【FAX】62-1770

96人

【所在地】〒259-0301 湯河原町中央4-11-2

【食費】1,540円/日 【居住費】437円/日

《参考》 近隣市町所在の施設

	施設名	所在地等	定員
1	介護医療院 こもれば (14B2300010)	〒250-0203 小田原市曾我岸148 【電話】42-9898	50人
2	介護医療院 湘南の丘 (14B2400018)	〒253-0001 茅ヶ崎市赤羽根3685 【電話】0467-53-1811	56人
3	鶴巻温泉病院介護医療院 (14B2800019)	〒257-0001 秦野市鶴巻北1-16-1 【電話】0463-78-1311	52人
4	介護医療院 箱根リハビリテーション病院 (14B1500016)	〒250-0631 箱根町仙石原1285 【電話】0460-84-9111	82人

《入院の申込み》

- ◆各施設に直接申し込みます。

《介護保険施設における利用者負担額》

次の①から④までの合計額が利用者負担の額となります。

	多床室における利用者負担のめやす (個室の場合は別に定められます。)
① 利用料	《施設サービス費（1日あたり）》 《利用料》 ◆施設の形態、対象者の介護度等により設定されます。 ◆詳細は、各施設にお問合せください。 + 《各種加算等》 ◆施設の提供体制等により加算・減算があります。 ◆種類及び金額など詳細は施設にご確認ください。 ※利用料の額及び各種加算については、各施設にご確認ください。 ※介護老人福祉施設における旧措置入所者の金額は別に定められます。
② 居住費及び食費	《基準費用額（1日あたり）》 ・各施設にご確認ください。 ・ <u>なお、市町村民税世帯非課税の方は、減免制度があります。67 ページをご覧ください。</u>
③ 特別なサービス費	◆特別な居室の提供を行った場合にかかる費用 ◆特別なメニューの食事提供を行った場合にかかる費用 ⇒メニュー及び金額など、詳細は施設にご確認ください。
④ 日常生活費	◆理美容代 ◆サービス提供の一環として提供する日常生活の便宜についての費用で入所者が負担することが適当なもの ・ <u>歯ブラシ、化粧品など入所者の希望により、身の回りの品として、日常生活に必要なものを提供する</u>場合の費用 ・ <u>クラブ活動の材料費など入所者の希望により、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する</u>場合の費用 ・ <u>インフルエンザ予防接種の費用</u>など健康管理費 ・ 一定の要件のもとでの預り金の出納管理の費用 など ⇒メニュー及び金額など、詳細は施設にご確認ください。

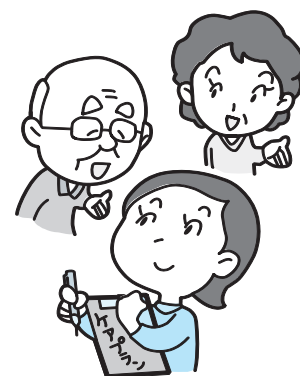
《介護予防サービス（要支援者）を利用するには》

- ◆介護予防サービスは、生活機能の低下が軽く、改善する可能性の比較的高い、要支援1及び要支援2の方を対象としたサービスで、『湯河原町地域包括支援センター』（右ページ参照）の職員が利用者の状況に合った介護予防プランを作成し、それに基づいて利用します。
- ◆サービスを利用するには、原則、次のような手続きが必要となりますので、お早めに手続きをしましょう。

《介護予防サービスを受けるまでの必要な手続き》

手順1 湯河原町地域包括支援センターに連絡します。

- 地域包括支援センターに連絡し、ケアプラン作成の依頼を行い、契約をします。
- 連絡の際には「ケアプランの作成をお願いしたい」ということを伝えてください。



手順2 『依頼届出書』を提出します。

- 地域包括支援センターと契約後『介護予防サービス計画作成依頼届出書』を町介護課に提出します。
- 届出書の提出は、地域包括支援センターの職員に依頼することもできます。

手順3 介護予防サービスを選択します。

- 地域包括支援センターから担当する職員がご自宅等を訪問しますので、相談しながら利用したいサービス（49～55 ページ）を選択し、ケアプランを作成していきます。

手順4 作成されたケアプランを確認します。

- ケアプランの内容、利用料等について説明を受け、確認・同意をします。
- ケアプランを直してもらいたい場合等は、はっきりとその旨を伝えましょう。

手順5 サービス提供事業者と契約します。

- 利用するサービス提供事業者と契約をします。
- 契約の際は、サービスの内容・条件等を必ず確認してください。

手順6 サービスの利用を開始します。

《地域包括支援センターとは》

- 地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。ここでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関する介護予防マネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援（包括的支援事業）を行います。
- 湯河原町の体制は、次のとおりです。

湯河原町地域包括支援センター

〔運営法人〕 一般財団法人 生活保健協会

〔所在地〕 〒259-0312

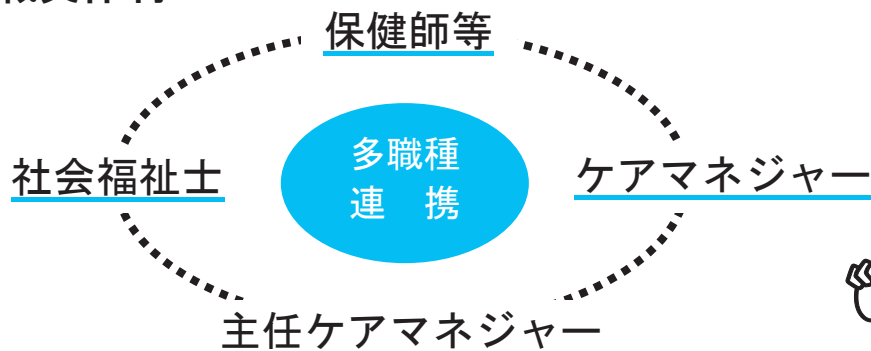
湯河原町吉浜1906（ニューライフ湯河原内）

〔連絡先〕 【電話】 60-0222 【FAX】 60-0223

〔職員体制及び業務内容〕

専門職が連携して、次の業務を行います。

＝職員体制＝



＝業務内容＝

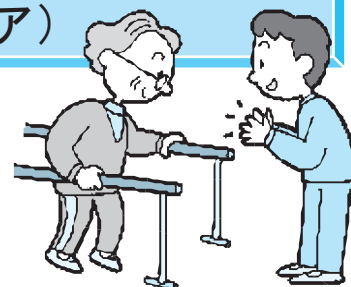
- ① 介護予防ケアマネジメント事業
 - ・介護予防対象者に、ケアプランの作成、評価などを行います。
- ② 総合相談支援事業
 - ・介護保険以外のさまざまな制度や、地域資源との連携による制度横断的な支援を行います。
- ③ 権利擁護事業
 - ・高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・防止を進めます。
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント事業
 - ・包括的・継続的なケアマネジメントが行われるよう、地域のケアマネジャーの後方支援を行います。

《介護予防サービスの紹介》

- ◆介護予防サービスは、要支援１・２の認定を受けた方が利用するサービスです。地域包括支援センター等と相談しながら、必要なサービスを利用していきます。
- ◆なお、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）は、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」により提供されます。詳細は、53 ページをご参照ください。

1 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

《サービスの内容及び利用する際の注意点》



- ◆介護老人保健施設等に通って、理学療法士や作業療法士等により、生活機能の向上を目的としたリハビリテーションを受けます。
- ◆全員に提供される『共通的サービス』と、個々の必要性や希望に応じて提供される『選択的サービス』を組み合わせ利用します。

【共通的サービス】⇒利用者全員に提供

- 食事の提供や排せつ、入浴などの日常生活上の支援
- 生活行為を向上させるためのリハビリテーション等

【選択的サービス】⇒個々の希望や必要性に応じて提供

- 運動器の機能向上
 - ・機能訓練指導員等の指導により、筋力トレーニング、ストレッチ等を実施
- 栄養改善
 - ・管理栄養士の指導により、低栄養や疾病を予防するための食事内容、調理方法等の指導・相談を実施
- 口腔機能の向上
 - ・歯科衛生士等の指導により口腔内の健康を保つための指導や摂食、えん下機能を向上させる訓練等を実施

《サービス費用のめやす（１月あたり）》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

認定区分	サービス費用
要支援１	２２，６８０ 円
要支援２	４２，２８０ 円

+

- 食事代
- その他日常生活費

※上記以外に事業所の提供体制等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。

《サービス提供事業者》

⇒31 ページ「サービス提供事業者」をご覧ください。

2 介護予防短期入所（ショートステイ）



《サービスの内容及び利用する際の注意点》

- ◆介護老人福祉施設等に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練等を受けます。
- ◆対象者は、心身の状況や、主介護者の病気、冠婚葬祭等のため又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために一時的に在宅での日常生活に支障がある方です。

《サービス費用のめやす（多床室・併設型1日あたり）》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

① サービス分

認定区分	短期入所生活介護	短期入所療養介護
要支援1	4,510円	6,130円
要支援2	5,610円	7,740円

② 日常生活に要する費用

+

- 食費
- 滞在費
- その他日常生活費

※上記以外に送迎の利用や事業所の提供体制等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。

《サービス提供事業者》

⇒37・38 ページ「サービス提供事業者」をご覧ください。

3 介護予防訪問入浴介護

《サービスの内容》

- ◆居室に浴室がない場合や、感染症等の理由から施設等における浴室の利用が困難な場合等に限定して提供されます。

《サービス費用のめやす》

8,560 円/回

※ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

《サービス提供事業者》

⇒25 ページ「サービス提供事業者」をご覧ください。

4 介護予防訪問リハビリテーション

《サービスの内容》

- ◆居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士等が訪問により短期集中的なリハビリを行います。

《サービス費用のめやす》

2,980 円/回

※ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

《サービス提供事業者》

⇒26 ページ「サービス提供事業者」をご覧ください。

5 介護予防訪問看護

《サービスの内容》

- ◆疾患等を抱えている方について、看護師等が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の支援や診療補助を行います。

《サービス提供事業者》

⇒27 ページ「サービス提供事業者」をご覧ください。

《サービス費用のめやす》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

内 容	サービス単価
20 分未満 早朝、夜間、深夜のみ	訪看) 3,030円
	病院) 2,560円
30 分未満	訪看) 4,510円
	病院) 3,820円
30 分以上 1 時間未満	訪看) 7,940円
	病院) 5,530円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	訪看) 10,900円
	病院) 8,140円

6 介護予防居宅療養管理指導

《サービスの内容》

- ◆医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした診療や療養上の管理・指導を行います。

《サービス費用のめやす》

⇒28 ページ「サービス費用のめやす」等をご覧ください。

※ただし、異なる箇所もありますので、利用の際は、地域包括支援センター(48 ページ)にご確認ください。

《サービス提供事業者》

⇒担当のケアマネジャー等にご確認ください。

7 介護予防福祉用具貸与・販売

《サービスの内容》

- ◆介護予防に役立つものについて、貸与・販売を行います。

《利用する際の注意点等》

⇒介護サービスと概ね同じですので、39 ページをご参照ください。

《サービス提供事業者》

⇒40 ページ「サービス提供事業者」をご覧ください。

8 介護予防住宅改修費

《サービスの内容》

- ◆所定の住宅改修をした際、20 万円を上限に費用を支給します。

《利用する際の注意点等》

⇒介護サービスと概ね同じですので、41 ページをご参照ください。

9 介護予防特定施設入居者生活介護

《サービスの内容》

- ◆有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援を提供します。

※その他詳細は 35 ページ参照

《サービス費用のめやす》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

認定区分	サービス費用
要支援 1	1,830円/日
要支援 2	3,130円/日

10 地域密着型介護予防サービス

- ◆高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域ごとに提供するサービスです。



①介護予防小規模多機能型居宅介護

《サービスの内容》

- ◆通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

《サービス費用のめやす》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

① サービス分（1月あたり）

認定区分	サービス単価
要支援1	34,500円
要支援2	69,720円

+

② 日常生活に要する費用

- 食費
- 滞在費
- その他日常生活費

※上記以外に事業所の提供体制等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。

《サービス提供事業者》

⇒32 ページ「サービス提供事業者」をご覧ください。

②介護予防認知症対応型通所介護

- ◆認知症の方を対象に、食事、入浴などの介護や機能訓練を通いながら提供されるサービスです。

③介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

《サービスの内容》

- ◆認知症の高齢者が共同で生活できる場において、食事、入浴等の介護や機能訓練が提供されるサービスです。（要支援1の方は利用できません。）

《サービス費用のめやす（短期利用型を除く）》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

① サービス分（1日あたり）

認定区分	サービス単価
要支援1	利用できません。
要支援2	7,610円

+

② 日常生活に要する費用

- 家賃
- 食費・水道光熱費
- 管理費その他日常生活費

※上記以外に事業所の提供体制等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。
※短期利用共同生活介護は、別にサービス費用が定められています。

《サービス提供事業者》

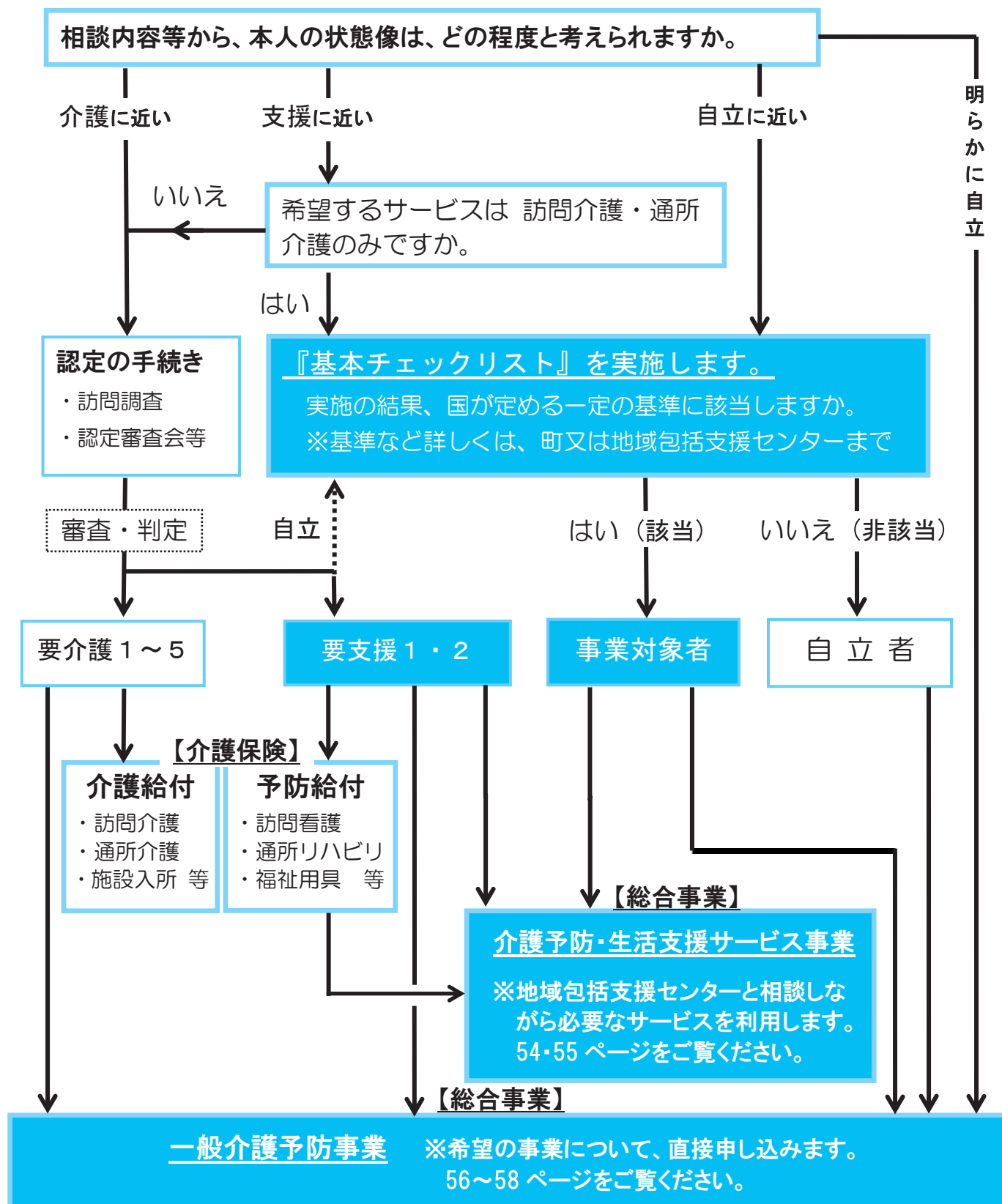
⇒34 ページ「サービス提供事業者」をご覧ください。

《総合事業を利用するには》

◆介護予防・日常生活総合支援事業（以下「総合事業」という。）は、要支援相当の方の多様なニーズに対し多様なサービスを提供するもので、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

◆総合事業を利用するまでの手続き等は、次のとおりですので、ご参照ください。

【利用までの流れ】



《総合事業サービスの紹介》

～ 介護予防・生活支援サービス事業 ～



1 訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

《サービスの内容》

- ◆利用者が自力では困難な日常生活行為について、同居家族の支援や地域の支え合いを受けることができない場合に、ホームヘルパー等によるサービスを受けることができます。
- ◆ただし、次のような内容のサービスは、当該事業の対象とはなりません。

不適正事例

- 利用者以外の洗濯、買い物、部屋の掃除
 - 草むしり、花木の水やり、園芸
 - 家具、電気器具などの移動、修繕
 - 一部を除く医療的な行為
 - お正月などのための手間をかけて行う調理
 - 話し相手、留守番のみ
- 等

《利用する際の注意点》

- ◆調理・洗濯等の援助は、利用者やその家族が行うことが困難な場合に利用できます。
- ◆また、当該事業のサービスは、高齢者の持っている能力に応じて自立した生活を送ることができるように必要なサービスを提供するものです。こうした趣旨からはずれ、ヘルパーを家族や家政婦のように考え、過剰なサービスを求めることはできません。

《サービス費用のめやす（1月あたり）》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

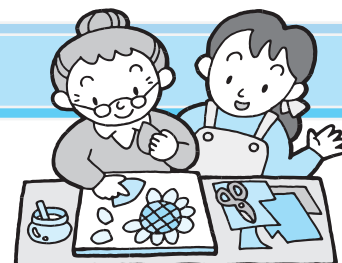
認定区分	サービス内容	サービス費用
要支援1	週1回程度の利用	11,760 円
要支援2	週2回程度の利用	23,490 円
要支援2	週2回程度を超える利用	37,270 円

※上記以外に事業所の提供体制等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。
※介護サービスのような「身体介護」、「生活援助」の区分はありません。

《サービス提供事業者》

⇒24 ページ「サービス提供事業者」をご覧ください。

2 通所型サービス（デイサービス）



《サービスの内容及び利用する際の注意点》

- ◆ デイサービスセンター等に通って、生活機能の向上を目的としたサービスを受けます。
- ◆ 全員に提供される『共通的サービス』と、個々の必要性や希望に応じて提供される『選択的サービス』を組み合わせ利用します。

【共通的サービス】⇒利用者全員に提供

■ 食事の提供や排せつ、入浴などの日常生活上の支援

■ 居宅での生活行為に実際に活用することを想定した身体的、精神的な支援

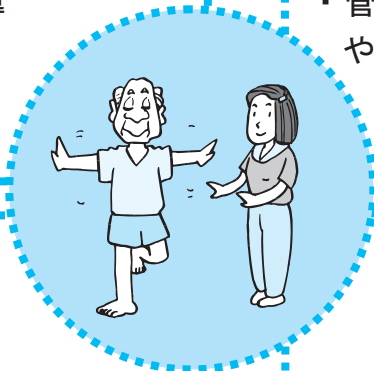
【選択的サービス】⇒個々の希望や必要性に応じて提供

■ 運動器機能向上

- ・ 機能訓練指導員等の指導により筋力トレーニング、ストレッチ等を行います。

■ 栄養改善

- ・ 管理栄養士の指導により、低栄養や疾病を予防するための食事内容、調理方法等の指導・相談を行います。



■ 口腔機能向上

- ・ 歯科衛生士等の指導により口腔内の健康を保つための指導や摂食、えん下機能を向上させる訓練等を行います。

■ 生活機能向上グループ活動

- ・ 自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対しグループで生活機能の向上を目的とした活動プログラムが提供されます。

《サービス費用のめやす（1月あたり）》

サービス単価のうち、ご自身の負担割合額をご負担いただきます。

認定区分	サービス費用
要支援1	17,980 円
要支援2	36,210 円

+

■ 食事代
■ その他日常生活費

※上記以外に事業所の提供体制等により、介護報酬の加算・減算される場合があります。

《サービス提供事業者》

⇒29・30 ページ「サービス提供事業者」をご覧ください。

《総合事業サービスの紹介》

～ 一般介護予防事業 ～

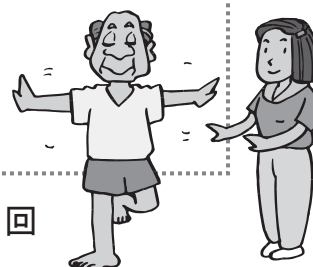
1 運動器の機能向上を目指した事業

(1) 公園体操・体育館体操

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

体を動かしながら脳を鍛えるコグニサイズや生活習慣病、転倒・骨折の予防等を目的とした教室です。

《開催場所》 桜木公園
さくらんぼ公園
※7月～9月は、町民体育館で行います
《開催時間》 13:30～15:00
(※7～9月は10:00～11:30)



《開催》 各公園毎月1回、7月～9月は町民体育館で月2回
《事前申込》 不要

(2) 転倒予防教室

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

転倒による骨折を防ぐため、骨密度測定、足圧・足型チェックや簡易な器具を用いた運動等を行う教室です。

《開催》 2日間コース（年1回） 《事前申込》 必要

(3) げんき応援教室

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具等を用いた運動を実施することにより、転倒骨折等を予防する運動器の機能向上を目指す教室です。

《開催》 8日間コース（年2回） 《事前申込》 必要

2 認知症予防を目指した事業

(1) 健康カラオケ

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

カラオケ機器を活用し、体を動かしながら歌うことで、認知症予防や口腔機能の向上を目指す教室です。

《開催》 年6回程度 《事前申込》 必要



(2) 頭の体操教室（ものわすれ予防）

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

認知症の予防に関心の高い方や、軽度の認知障害のある方に対し、認知機能訓練や趣味活動等に関するプログラムを提供する教室です。

《開催》 5日間コース（年1回） 《事前申込》 必要

(3) 脳若トレーニング

もの忘れに不安のある方を対象に、iPadを使って楽しく脳トレーニングを行います。

《開催》 3日間コース（年2回）

《事前申込》 必要

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343



3 口腔機能の向上・食の改善を目指した事業

(1) お口の健康教室

摂食、えん下機能の低下を早期に発見するために、口腔清掃の指導や教育等を行う、口腔機能の向上を目指す教室です。

《開催》 年1回

《事前申込》 必要

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343



(2) ふれあい料理教室

栄養について正しい知識を習得してもらうための講義と、調理実習を実施する教室です。

《開催》 年1回

《事前申込》 必要

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343



4 フレイル予防を目指した事業

(1) フレイル予防事業

加齢とともに生じる心身機能の低下に気づき、介護予防に対する意識やきっかけづくりを目指す事業です。

《事前申込》 必要

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

(2) フレイルサポーター養成講座

フレイルチェックの支援など健康づくりの担い手としてのサポーターを養成するための講座です。

《開催》 2日間コース（年1回）

《事前申込》 必要

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

(3) 元気なあしたへ講座

フレイル予防にもつながる「栄養・運動・社会参加」の各講座1セット（3回コース）にした講座です。

《開催》 3回コース（年1回）

《事前申込》 必要

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

5 生きがいや仲間づくりを目指した事業

(1) グループリビングほのぼの

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

自宅の居間でくつろぐような雰囲気の中で楽しく過ごす通いの事業です。

- 《開 催》 Aグループ 第1・3火曜日（祝祭日を除く） ミニデイサービス
Bグループ 第2・4火曜日（祝祭日を除く） 健康マージャン
- 《開催場所》 城堀会館1階
- 《開催時間》 10:00～15:00
- 《費 用》 無料（昼食代 実費）
- 《事前申込》 必要

(2) 布ぞうり教室・手づくりを楽しもう会

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

趣味活動を通じて、交流の場を広げることを目的とし、布ぞうり作りや手芸などを行う集いの場です。

- 《開 催》 布ぞうり教室 第1・3木曜日（祝祭日を除く）
手づくりを楽しもう会 第2・4木曜日（祝祭日を除く）
- 《開催場所》 城堀会館1階
- 《開催時間》 13:00～15:00
- 《事前申込》 必要

(3) 人生これからだ！いがく

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

人生100年時代を迎えるに当たり、高齢者が知識や教養、趣味活動の範囲をさらに高める生涯学習を目的とした講座です。

- 《開 催》 6月～3月まで（月1回 10回コース）
- 《事前申込》 必要

(4) サポーター養成講座・フォローアップ研修

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

住民主体による生活支援サービスや通いの場の担い手としてのサポーター養成講座と地域で活躍するサポーターのフォローアップ等を目的とした研修です。

- 《開 催》 隔年
- 《事前申込》 必要

(5) シニア向けかんたんスマホ教室

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

スマートフォンを持っていない、使い方がわからないなど初心者向けに基礎を学ぶことができる教室です。

- 《開 催》 月1回
- 《事前申込》 必要

《家族介護者・高齢者福祉サービス・敬老行事等の紹介》

1 家族介護者へのサービス

(1) 介護用品支給事業（家族介護支援事業）

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族に対して介護用品を支給し、家族の経済的負担の軽減などを図るサービスです。

《対 象 者》 住民税非課税世帯に属する要介護4・5の方を在宅で介護する家族

《自己負担》 購入費用の1割（公費限度額 6,250 円/月）

《購 入 先》 町契約業者からの購入が対象

《申込方法》 町介護課に必要書類を提出

(2) 湯河原温泉のんびり家族介護者交流事業

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

要介護者等を在宅で介護する家族に対し、湯河原温泉でのんびりしていただくことで、心身のリフレッシュや家族介護者同士の交流を目的として、宿泊型・日帰り型により実施します。

《対 象 者》 町内在住で要介護3～5の認定を受けている人の家族、もしくは町内在住で認知症の高齢者などを在宅で介護している家族

《実施方法》 宿泊型・・・温泉旅館に1泊2日で宿泊し、交流を行います。

日帰り型・・・温泉旅館に日帰りで交流を行います。

《自己負担》 宿泊型・・・1人当たり 5,000 円

日帰り型・・・1人当たり 2,000 円

《申込時期》 町広報等でご確認ください。

《申込方法》 町介護課に電話または窓口へ

2 高齢者福祉サービス

(1) 移送サービス

問 社会福祉協議会
62-3700

ねたきりなどで、公共交通機関を利用することが困難な方を病院等に移送するサービスです。利用に当たっては、事前の登録及び予約、付添い者が必要です。

《対 象 者》 公共交通機関を利用することが困難なねたきりの高齢者等で、町社会福祉協議会に登録（申込み）のある方

《費 用》 町内 500 円 真鶴町・熱海市 1,000 円 小田原市等 1,500 円

《申込方法》 町社会福祉協議会に相談・申込み

※その他の福祉有償運送サービスは『地域支え合い便利帳』をご覧ください。



(2) 神奈川県認知症等行方不明 SOS ネットワーク

問 地域包括支援係
63-2111 内線 344・345

行方不明等のおそれのある高齢者等を事前に登録し、早期発見・安全確保を図ります。

《対 象 者》 認知症等により行方不明のおそれのある高齢者等

《費 用》 無料

《申込方法》 本人の全体写真と顔写真を持参して、町介護課に必要書類を提出

(3) 迷惑電話防止機能付電話機器購入助成

問 地域政策課防災係
63-2111 内線 235

高齢者の特殊詐欺被害を未然に防ぐため、迷惑電話防止機能付電話機器の購入費の一部を助成します。

《対 象 者》 町内に住民登録のある 70 歳以上の方（※他要件あり）

《費 用》 詳細は、町地域政策課へ

《申込方法》 町地域政策課に必要書類を提出

3 ひとり暮らし高齢者等へのサービス

(1) 見守りライト貸与事業

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

通信機器付き電球を貸与し、ひとり暮らし高齢者の見守り支援を図ります。

《対 象 者》 ・ 80 歳以上のひとり暮らし高齢者で住民税非課税世帯に属する方
・ 同一の敷地・建物内に親族等が居住していない方
・ 緊急通報システムの貸与を受けていない方

《費 用》 無料（ただし、取付けに要する費用や電気料金は本人負担）

《申込方法》 町介護課に必要書類を提出

※その他の民間サービスは『地域支え合い便利帳』をご覧ください。



(2) 緊急通報システム

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

ペンダント型無線発信機などを貸与し、緊急時の連絡体制を確保します。

《対 象 者》 身体上慢性疾患等で、常に注意を要する高齢者世帯に属する方及び
80 歳以上のひとり暮らし高齢者

《費 用》 無料

《申込方法》 町介護課に必要書類を提出

※その他の民間サービスは『地域支え合い便利帳』をご覧ください。



(3) ひとり暮らし高齢者等の登録

問 地域包括支援係
63-2111 内線 344・345

高齢者等に対する緊急時の対応や、安否の確認などを行うため、ひとり暮らし高齢者等の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しています。

《対 象 者》 ひとり又は高齢者のみで生活している 65 歳以上の方

《費 用》 無料

《申込方法》 地域の民生委員又は町介護課に必要書類を提出

(4) 成年後見制度利用支援事業

問 地域包括支援係
63-2111 内線 344・345

成年後見制度の利用申立て手続きの相談支援、後見申立てに係る費用及び成年後見人等に対する報酬の助成等を行う事業です。

《対 象 者》 身寄りのないひとり暮らし高齢者（原則）

《申込方法》 町介護課へ相談

※成年後見制度の相談は、地域包括支援センター（48ページ参照）でお受けしています。

(5) 高齢者世帯等一般廃棄物の戸別収集

問 環境課保全係
63-2111 内線 552

ごみステーションまで、ごみを自力で搬出することが著しく困難な高齢者のみの世帯等に対し、戸別収集を行います。

《対 象 者》 一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で自力搬出が著しく困難な方

《費 用》 無料

《申込方法》 町環境課に必要書類を提出

4 敬老行事

(1) 敬老のつどい

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

多年にわたり社会に尽くしてこられた方々を敬うとともに、その労をねぎらうため、敬老の日を記念して開催します。

《対 象 者》 おおむね 65 歳以上の方

《開 催 日》 毎年 9 月中旬



(2) 長寿健康祝金の贈呈

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

多年にわたり社会の進展に寄与してきた 100 歳高齢者に敬愛の意を表し、その長寿を祝い、長寿健康祝金を贈呈します。

《対 象 者》 100 歳になる町民のうち、引き続き 3 年以上本町にお住まいの方

《贈呈額等》 5 万円

《贈呈時期》 誕生月内に贈呈訪問

《申込方法》 不要

(3) 長寿夫婦記念品の贈呈

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

敬老の日を記念して、長寿ご夫婦に記念品を贈呈します。

《対 象 者》 毎年 9 月 15 日までに、引き続き 1 年以上住民登録のあるご夫婦のうち、ご結婚 50 年を迎える方

《贈呈時期》 9 月中旬に贈呈

《申込方法》 町介護課に必要書類を提出

《申込時期》 町広報誌でご確認ください。



5 高齢者等健康増進事業

《問合せ》
介護予防係
63-2111 内線 341・343

高齢者の健康増進のため、次の施設などを利用する場合に、費用の一部または全部を助成します。

《対象者》 町内に住民登録のある65歳以上の方で、あらかじめ利用券の交付を受けた方。ただし、「(1)高齢者等温泉施設利用助成」は、重度心身障がいのある方も利用できます。

《申込方法》 本人確認証を持参の上、申請書を町介護課・駅前観光案内所窓口へ提出するか、町介護課へ郵送し、利用券の交付を受ける。

《利用方法》 利用料と利用券を対象施設などに提出

(1) 高齢者等温泉施設利用助成

《内容》 対象温泉施設を利用する場合に、費用の一部を助成します。重度心身障がいのある方も利用できます。

《利用回数》 月4回まで（3施設合わせて）

《対象温泉施設・利用料》

対象温泉施設	所在地	利用料（現金）
こごめの湯	宮上 562-6	200円/回
ゆがわら万葉荘	土肥 3-6	400円/回
ゆとろ嵯峨沢の湯	吉浜 1191	400円/回



(2) 高齢者マッサージ利用助成

《内容》 マッサージを利用する場合に、費用の一部を助成します。

《対象受療所》 お問い合わせください。

《利用回数》 四半期ごと1回まで

《利用料》 600円/回



(3) 高齢者パークゴルフ場利用助成

《内容》 町パークゴルフ場を利用する場合に、費用の全額を助成します。

《利用回数》 月2回まで

《利用料》 無し

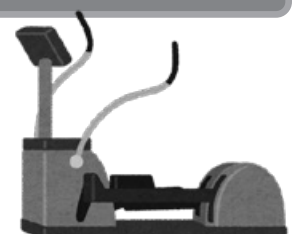


(4) 高齢者ヘルシープラザトレーニング室利用助成

《内容》 町ヘルシープラザトレーニング室を利用する場合に、費用の全額を助成します。

《利用回数》 四半期ごと6回まで

《利用料》 無し



6 町社会福祉協議会での実施事業

《問合せ》

62-3700

社会福祉協議会は、福祉の向上に向けたさまざまな活動を実施しています。

主な事業	概要
① シルバースポーツ大会	児童や地域の方々とスポーツを通じて相互交流を図り、高齢者の健康保持、増進と仲間同士の親睦を図ることを目的に実施しています。
② ひとりぐらし高齢者の昼食会	在宅のひとりぐらし高齢者を対象に、孤独感の解消と健康の保持等を目的に開催しています。
③ シルバー作品展	町内在住の高齢者を中心に作品を募り、日頃の趣味や生きがいとして創作した作品を一堂に展示し、出品者同士や町民とのふれあいを図ります。
④ ほのぼのふれあいハイキング	60 歳以上の方を対象に、健康保持とふれあいの場を通して介護予防を図るとともに、社協事業や活動等を紹介します。
⑤ いきいきサロン	地域会館を利用して、ともに顔を合わせて昼食や、手芸、体操などを楽しみ、いつまでも健康であることを目的に実施します。
⑥ 医療情報キットの配付	ひとりぐらし・高齢者世帯の方の安全と安心を確保するため、救急医療情報キットを無料配布します。
⑦ 各種相談事業	◆心配ごとと行政相談室事業 行政相談員、人権擁護委員、民生委員児童委員等が日常生活上の相談に応じ、必要な助言や援助を行います。 ◆「総合相談」の開設 生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業の相談支援を実施します。 ◆ゆがわらフードコネクト 保存できる食材の提供を受けて、食の確保が困難な生活困窮者へ施策受給までのつなぎとして食料品を配布します。

《会員を募集しています》

◎湯河原町老人クラブ連合会

◎湯河原町パークゴルフ協会

一緒にスポーツや趣味活動を楽しんだり、助け合い活動などの地域社会に貢献する仲間を募集しています。

おおむね 60 歳以上の方なら、どなたでも大歓迎です。

※湯河原町パークゴルフ協会に、年齢制限はありません。

【問合せ】事務局（介護課介護予防係） 63-2111 内線 341、343

7 介護人材へのサービス

ヘルパー受講支援事業

問 介護予防係
63-2111 内線 341・343

多様化する高齢者等のニーズに対応した介護サービスを提供するため、介護に必要な知識・技能を習得し、介護者の負担軽減や実践的に活躍できる人材の育成・確保を図ります。

- 《対 象 者》 町内に在住又は在勤で、介護職員初任者研修を修了した方
- 《費 用》 養成研修受講料のうち、2万円を上限に助成
- 《申込方法》 町介護課に必要書類を提出

8 高齢者保健サービス

(1) 特定健康診査

問 住民課保険年金係
63-2111 内線 325~327

生活習慣病の予防と改善を目的に実施します。(年1回)

- 《対 象 者》 40歳以上 75歳未満の国民健康保険加入の方
- 《費 用》 無料
- 《実施方法》 町住民課から対象者に「受診券」を送付しますので、持参の上、指定医療機関等で受診してください。



(2) ご長寿健康診査

問 保健センター健康指導係
63-2111 内線 365~367

生活習慣病の早期発見や介護予防につなげることを目的に実施します。(年1回)

- 《対 象 者》 75歳以上の方
- 《費 用》 無料
- 《実施方法》 町保健センターから対象者に「受診券」を送付しますので、持参の上、指定医療機関で受診してください。



(3) 健康相談・栄養相談・家庭訪問

問 保健センター健康指導係
63-2111 内線 365~367

健康に関することについて、保健師や栄養士が相談をお受けします。
(健康診査の結果で訪問相談が必要な方などについては家庭訪問します。)

- 《対 象 者》 相談を希望される方
- 《費 用》 無料
- 《実施方法》 町保健センターに事前にご連絡の上、お越しください。

(4) 糖尿病教室

問 保健センター健康指導係
63-2111 内線 365~367

糖尿病に関する食生活や運動等の知識を習得し、改善策を一緒に考えます。

- 《対 象 者》 健康診査の結果等で血糖値が高かった方や治療中の方など
- 《費 用》 無料
- 《実施方法》 町保健センターにご相談ください。



(5) がん検診

問 保健センター健康指導係
63-2111 内線 365~367

がんの早期発見、早期治療のため実施します。

※70 歳以上の方、生活保護受給中の方は無料です。

《**集団検診**》 町保健センターで実施します。

検診項目	対象者	自己負担額
肺がん	40 歳以上の方	200 円 (X 線 + 喀痰検査は 700 円)
胃がん (バリウム検査)	41~44 歳、46~49 歳、51~54 歳、 56~59 歳、61~64 歳、66~69 歳、 71~74 歳	900 円
大腸がん (検便)	40 歳以上の方	500 円
乳がん (視触診と乳房 X 線)	40 歳以上の年度内に偶数年齢になる女性	1,000 円
子宮頸がん	20 歳以上の女性の方	600 円

《**施設検診**》 指定医療機関で受診します。

検診項目	対象者	自己負担額
肺がん	40 歳以上の方	500 円 (X 線 + 喀痰検査は 1,100 円)
胃がんリスク検診	年度内に 40・45・50・55・60・ 65・70 歳になる方	2,000 円
大腸がん (検便)	40 歳以上の方	500 円
乳がん (視触診と乳房 X 線)	40 歳以上の年度内に偶数年齢になる女性	2,600 円
乳がん (視触診単独)	40 歳以上の年度内に奇数年齢になる女性	900 円
子宮頸がん	20 歳以上の女性の方	1,600 円 (頸部 + 体部は 2,800 円)

《**実施時期等**》 実施時期等は、町保健センターにお問合せください。

(6) いきいき健康体操教室

問 ヘルシープラザ
62-1333

ねたきりや転倒予防のため、運動指導員によるストレッチや筋力トレーニングを中心とした簡単な運動を行う教室を開催します。

《**対 象 者**》 60 歳以上で心臓や血圧に支障のない方

《**費 用**》 4,500 円 (1 教室)

《**実施方法**》 1 教室 全 10 回を年 4 回開催します。

詳しくはヘルシープラザにお問合せください。



《利用者の負担割合について》

- 介護保険では、介護度別に1か月間の支給限度額が決められており、その範囲内で介護サービス等を利用することができます。
- 利用者の負担割合は、原則1割で、残りの9割が介護保険から給付されます。ただし、一定以上の所得のある65歳以上の方は、2割又は3割となります。
- なお、支給限度額を超えて介護サービス等を利用した場合において、超えた分の費用は全額自己負担になりますので、必要なサービスを必要な量だけ受けられるよう、ケアマネジャー等と十分に話し合しましょう。

【介護度別の支給限度額】

認定区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320 円
要支援2	105,310 円

認定区分	1か月の支給限度額
要介護1	167,650 円
要介護2	197,050 円
要介護3	270,480 円
要介護4	309,380 円
要介護5	362,170 円

『介護保険負担割合証』を毎年7月に交付しますので、ご確認ください。
(申請は不要です。)

【負担割合の要件】

要 件			負担割合
■本人の合計所得が160万円未満			1割
■本人の合計所得が160万円以上220万円未満	●年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯280万円未満 (複数世帯346万円未満)		1割
	●上記以外		2割
■本人の合計所得が220万円以上	●年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯340万円以上 (複数世帯463万円以上)		3割
	上記以外	●年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯280万円以上 (複数世帯346万円以上)	2割
		●上記以外	1割

※その他の合計所得金額とは、給与収入や事業収入等から給与所得控除、必要経費を控除した金額です。

《居住（滞在）費・食費の減免制度について》

低所得者の方でも施設利用等が困難とならないよう、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、基準費用額との差額を保険給付する減免制度です。

◎減免制度を利用できる方は、次の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす方で、『介護保険負担限度額認定証』の交付を受けた方です。

(1) 所得条件

本人及び同一世帯員並びに配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）が市町村民税非課税であること。（円）

	居住費等				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	施設入所	短期入所
基準費用額	2,066	1,728	1,728 (1,231)	437 (915)	1,445	
【第1段階】 生活保護を受けている方等	880	550	550 (380)	0	300	300
【第2段階】 市町村民税世帯非課税であり、合計所得金額と課税年金額、非課税年金収入額の合計が80万円※以下の方	880	550	550 (480)	430	390	600
【第3段階】① 市町村民税世帯非課税であり、合計所得金額と課税年金額、非課税年金収入額の合計が80万円※超120万円以下の方	1,370	1,370	1,370 (880)	430	650	1,000
【第3段階】② 市町村民税世帯非課税であり、合計所得金額と課税年金額、非課税年金収入額の合計が120万円超の方	1,370	1,370	1,370 (880)	430	1,360	1,300

※ 令和7年8月から、80万9千円に変更となります。

☆ （ ）内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合の金額です。

☆ 上記の段階は、71・72 ページに記載の所得段階とは異なります。

(2) 資産条件

所得条件が当てはまっても下記の条件に当てはまっている場合は軽減の対象になりません。

- ・市町村民税非課税でも世帯分離している配偶者が市町村民税課税の場合
- ・市町村民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金下記表に該当する場合

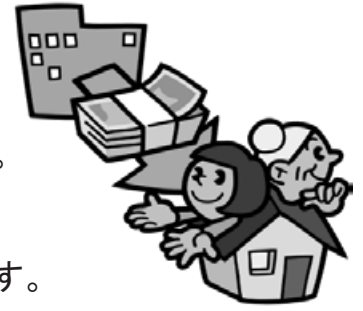
第1段階	預貯金などが単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円を超える場合
第2段階	預貯金などが単身 650 万円、夫婦 1,650 万円を超える場合
第3段階①	預貯金などが単身 550 万円、夫婦 1,550 万円を超える場合
第3段階②	預貯金などが単身 500 万円、夫婦 1,500 万円を超える場合

※40～64 歳の第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず単身 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円

【申請の手続き】

手続方法	次の提出書類を役場介護課に提出します。 (該当する方には、後日、『介護保険負担限度額認定証』を交付します。)
提出書類	・「介護保険負担限度額認定申請書」 ・資産要件を満たすことが確認できる書類（預金通帳等の写しなど） ・その他、町介護課が求める書類
提出先	〒259-0392 湯河原町役場 介護課 介護保険係 ※お越しできない場合は、郵送による申請も可能です。
その他留意事項	・負担限度額の認定は、申請日時点の状況に応じて行います。 ・認定は、申請日の属する月の初日にさかのぼって効力を有します。 (生活保護受給者の場合は、保護が開始された日の属する月の初日) ・認定は更新制で、期限は、毎年7月末までとなっています。

《高額介護サービス費等について》



介護保険サービスの利用者負担額（※１）の合計が、所定の上限額を超えた場合に超えた費用分について給付する制度です。

【対象となる利用者負担額】

利用者の負担割合に基づく利用者負担額のみを対象に算定します。

◎食費・居住費、差額ベッド代、住宅改修費、福祉用具購入費の限度額を超えて利用したサービス分、その他日常生活費等は算定の対象外となります。

【支給要件】

所得段階区分に応じた上限額を超えた費用について申請により支給します。

所得段階区分		上限額（円/月）
市町村民税非課税世帯に属する方		
■生活保護受給者の方		15,000
■課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円（※２）以下の方		
■課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円（※２）を超える方		24,600
市町村民税課税世帯に属する方		
■課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満の方		44,400
■課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上の方で課税所得が 690 万円（年収約 1,160 万円）未満の方		93,000
■課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上の方		140,100

※１ 同じ世帯内に複数の利用者がある場合は、別に上限額が設定されるとともに、利用者負担額を合算して算定します。詳しくは、担当までお問い合わせください。

※２ 令和 7 年 8 月から、80 万 9 千円に変更となります。

【申請の手続き】

手続方法	・該当する方には、申請書が送付されますので、必要事項をご記入の上、町介護課に提出してください。
提出書類	・「高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」 ・その他、町介護課が求める書類
提出先	〒259-0392 湯河原町役場 介護課 介護保険係 ◎お越しできない場合は、郵送による申請も可能です。
その他留意事項	・初回の申請書を提出した方は、振込先など申請内容に変更がある場合を除き、２回目以降の申請書の提出は不要です。 （自動的に指定した口座に支給します。）

《高額医療・高額介護合算制度について》

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間（８月から翌年７月まで）で合算し
所定の上限額を超えた場合に、超えた費用分について給付する制度です。

【支給要件】

年齢ごとの所得段階区分に応じた上限額を超えた分について申請により給付します。

所得区分		制 度	70 歳以上	
			後期高齢者医療保険 ＋介護保険	国民健康保険 ＋介護保険
① 課税所得が 690 万円以上 （現役並み所得者Ⅲ）			212 万円	212 万円
② 課税所得が 380 万円以上 690 万円未満 （現役並み所得者Ⅱ）			141 万円	141 万円
③ 課税所得が 145 万円以上 380 万円未満 （現役並み所得者Ⅰ）			67 万円	67 万円
④ 課税所得が 28 万円以上で被保険者が一人 世帯の場合、年金収入＋その他合計所得 金額が 200 万円以上 被保険者が 2 人世帯の場合、年金収入＋ その他合計所得金額が 320 万円以上 （一 般Ⅱ）			56 万円	
⑤ 現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、一般Ⅱ、低所 得者Ⅱ・Ⅰ以外の被保険者（一般Ⅰ）				
⑥ 課税所得 145 万円未満等（70 歳以上一般）				56 万円
低所得者（非課税）	Ⅱ		31 万円	31 万円
	Ⅰ		19 万円	19 万円

所得区分 \ 制 度		70 歳未満	
		国民健康保険 ＋介護保険	被用者保険 ＋介護保険
① 所得金額 901 万円超		212 万円	
② 所得金額 600 万円超 901 万円以下		141 万円	
③ 所得金額 210 万円超 600 万円以下		67 万円	
④ 所得金額 210 万円以下		60 万円	
低所得者（非課税）	Ⅱ	34 万円	
	Ⅰ		

【申請の手続き】

手続方法	・ 該当する方には、申請書が送付されますので、必要事項をご記入の上、町住民課（保険年金係）に提出してください。
提出書類	・ 「高額介護合算療養費等支給申請書」、その他町介護課が求める書類
提 出 先	〒259-0392 湯河原町役場 住民課 保険年金係 （※郵送申請も可能）

《介護保険制度における所得段階について》

介護保険制度においては、次の所得段階に応じて、介護保険料率や保険給付の際の限度額などが決まります。ご自身がどの段階に該当するのか確認してみましょう。



利用者本人に住民税は課税されていますか。

はい（課税）

いいえ（非課税）

次のどれに該当しますか。

- ① 確定申告をされた方
- ② 給与所得だけの方
- ③ 収入が公的年金だけの方

次のどれに該当しますか。

世帯全体
では課税

世帯全員が
非課税

生活保護等
を受給

年金収入額及び合計所得金額
(※) はいくらですか。

【上記①の方】

⇒申告書の所得の合計金額欄は、いくらですか。

【上記②の方】

⇒源泉徴収票の給与所得控除後の所得金額欄は、いくらですか。

【上記③の方】

⇒年金の合計所得金額は、いくらですか。

80万9千円以下
第4段階

80万9千円超
第5段階

80万9千円以下
第1段階

120万円以下
第2段階

120万円超
第3段階

第1段階

120万円未満
第6段階

210万円未満
第7段階

320万円未満
第8段階

420万円未満
第9段階

520万円未満
第10段階

620万円未満
第11段階

720万円未満
第12段階

820万円未満
第13段階

1,000万円未満
第14段階

1,000万円以上
第15段階

※ 合計所得金額とは…

収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。介護保険料の算定の際は、ここから長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算します。また、本人が住民税非課税の場合の保険料段階（第1～5段階）の判定においては、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額を用います。（0円を下回る場合には0円とします。）

≪介護保険料の算定について≫

介護保険料は、介護給付費等の見込額に基づき、次の算定方法により、所得段階別の保険料を設定しています。

= 算定方法 =

= 3 か年の見込額 =

① 介護給付費 88 億 3,708 万円

+

② 地域支援事業費 4 億 440 万円

×

③ 第1号被保険者負担率 21.86%

—

④ 準備基金取崩額 6,000 万円

⑤ 保険料収納必要額

19 億 6,052 万円

÷

⑥ 予定保険料収納率

99.4%

÷

⑦ 第1号被保険者数

(補正後)

28,338 人(3 か年)

÷

介護保険料(基準額)算定

年額 : 69,600 円 (月額 5,800 円)

= 所得段階別の保険料 = ※第1～3段階の方の保険料は、段階的な軽減強化策を実施しています。

所得段階	対象者	負担割合	年間介護保険料
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、生活保護等を受給している方又は本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	0.285	19,836 円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.485	33,756 円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、上記以外の方	0.685	47,676 円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる方のうち、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	0.90	62,640 円
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる方のうち、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円を超える方	1.00 【基準額】	69,600 円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	83,520 円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	90,480 円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	104,400 円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.60	111,360 円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.70	118,320 円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	1.80	125,280 円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	1.90	132,240 円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.00	139,200 円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	2.10	146,160 円
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	2.20	153,120 円

《保険料滞納者に対する給付制限について》

介護保険料は、介護サービスに必要な費用を賄う大切な財源です。

その納付が遅れると介護保険制度の健全な運営に支障をきたすおそれがあります。

そのため、特別な理由なく、介護保険料を滞納している方に対し、次の仕組みに基づく保険給付の制限を実施します。

＝保険給付制限の仕組み＝

介護サービスを利用する際に、滞納期間に応じた給付制限を受けることになります。

《1年以上滞納すると…》 支払方法の変更

介護費用がいったん全額払いとします。

- ◆サービス利用時に、いったん介護費用の全額をサービス事業者支払い、後日、役場に申請して保険給付分の払い戻しを受けます。

《1年6か月以上滞納すると…》 一時差止

介護費用の払い戻しを一時差し止めします。

- ◆介護費用の払い戻しが一時差し止められるとともに、差し止め額が滞納する保険料に充当されます。

《2年以上滞納すると…》 保険給付の特例

自己負担の割合を引き上げます。

- ◆介護サービス利用時の自己負担の割合を滞納期間に応じて引き上げます。
また、その期間は、高額サービス費等の支給が停止されます。

お早めにご相談ください！

介護課 介護保険係
63-2111（内線 342）

いろいろ事情があって…
納付したいけど一括で払えない…



《高齢者虐待防止について》

＝高齢者虐待とは＝

①心理的虐待

高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為

②身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為、外部との接触をさせないようにする行為

③ネグレクト

介護や生活の世話を行っている家族が、介護と世話を放棄するような行為

④性的虐待

本人と合意もなく性的な行為を行ったり、強要するような行為

⑤経済的虐待

財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為

虐待は、大きく
5つに区分されます

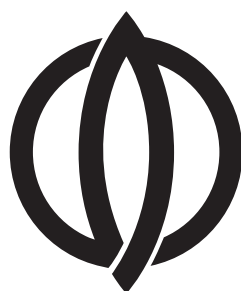
＝虐待に気づいたら＝

虐待に気づいたら、速やかに相談、通報してください。

介護課 地域包括支援係
63-2111（内線 344・345）

町地域包括支援センター
60-0222

小田原警察署 生活安全課
32-0110



【発行】 湯河原町介護課
〒259-0392 湯河原町中央2-2-1
電話 0465-63-2111
HP <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>
【印刷】 有限会社タケダ印刷
